

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 医療法施行細則等の一部を改正する規則
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

医療推進課
子ども未来課

（以上県例規集登載）

【合同訓令】

- 岡山県職員安全衛生管理規程の一部改正

人事課

（県例規集登載）

【告示】

- 液化石油ガス販売事業者の認定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 兼用工作物の管理協定

消防保安課
道路整備課

【公告】

- 土地改良事業換地処分届出（市町村）
- 道路の位置の指定

耕地課
建築指導課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 落札者等の決定
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

警察本部会計課
人事委員会

【監査公表】

- 平成二十七年度分の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表
- 財政的援助団体等に係る平成二十七年度分の監査の結果の公表
- 包括外部監査の結果に関する報告の公表

監査事務局

【公安委員会】

- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

交通規制課

（県例規集登載）

◎岡山県規則第十五号

医療法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

医療法施行細則等の一部を改正する規則

(医療法施行細則の一部改正)

第一条 医療法施行細則(昭和三十五年岡山県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「第三十三条の二」を「第三十三条の二の十二第一項」に改める。

様式第四十号(添付書類)に次のように加える。

6 医療法第51条第1項に規定する関係事業者との取引の状況に関する報告書(平成29年4月2日以後に開始する会計年度に係るものに限る。)

(岡山県行政組織規則の一部改正)

第二条 岡山県行政組織規則(昭和四十一年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の表岡山医療審議会の項中「岡山医療審議会」を「岡山県医療審議会」に、「第七十一条の二第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項(14)中「の規定」を「(法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同項(15)及び(16)中「の規定」を「(法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同項(17)中「の規定」を「(法第七十条の十五において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同項(18)中「の規定」を「(これらの規定を法第七十条の十五において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同項中(34)を(37)とし、(22)から(33)までを三ずつ繰り下げ、同項(21)中「(22)」を「(25)」に改め、同(21)を同項(24)とし、同項(20)の次に次のように加える。

-
- (21) 法第七十条第一項の規定による医療連携推進認定の申請の受理及び当該認定書の交付
 - (22) 法第七十条の八第三項の規定による病院の開設等が医療連携推進業務の実施に支障のないことについての確認の申請の受理及び当該確認書の交付
 - (23) 法第七十条の十九第一項の規定による代表理事の選定又は解職の認可の申請の受理及び当該認可書の交付
-

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)

第四条 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九

十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号(14)中「の規定」を「(法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号(15)及び(16)中「の規定」を「(法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号(17)中「の規定」を「(法第七十条の十五において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号(18)中「の規定」を「(これらの規定を法第七十条の十五において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号中(34)を(37)とし、(22)から(33)までを三ずつ繰り下げ、同号(21)中「(22)」を「(25)」に改め、同(21)を同号(24)とし、同号(20)の次に次のように加える。

(21) 法第七十条第一項の規定による医療連携推進認定の申請

(22) 法第七十条の八第三項の規定による病院の開設等が医療連携推進業務の実施に支障のないことについての確認の申請

(23) 法第七十条の十九第一項の規定による代表理事の選定又は解職の認可の申請

附 則

この規則は、平成二十九年四月二日から施行する。

◎岡山県規則第十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年岡山県規則第百三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第五号（裏中）「（略）」の次に「（略）」を挿入する。併し、（略）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に発行されている改正前の様式第五号による身分証明書は、当分の間、改正後の様式第五号による身分証明書とみなす。

◎岡山県規則第十七号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「すべて」を「全て」に改め、同表の一の部(三)の項6へ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業（同条第一項に規定する小売供給のうち同項括弧書に規定するものを行う事業を除く。）」に改め、同項7中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第五条第二項第五号」を「第五条第二項第六号」に改める。

第五条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十五条十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

第五条第三項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

◎岡山県告示第百五十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 液化石油ガス販売事業者の名称

合田産業株式会社

二 代表者の氏名

代表取締役 合田 昭彦

三 住所

岡山市南区洲崎一丁目七番四七号

四 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

五 認定年月日

平成二十九年三月十七日

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

◎岡山県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成二十九年三月二十五日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四三〇号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市連島町鶴新田字弘化開屋舗割三〇 五〇番一地先から 倉敷市連島町鶴新田字弘化開屋舗割三〇 五七番地先まで	新	二四・〇 三〇・二	二五九・五
倉敷市連島町鶴新田字弘化開屋舗割三〇 五〇番一地先から 倉敷市連島町鶴新田字弘化開屋舗割三〇 五七番地先まで	旧	二二・〇 二二・五	二五九・五

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

◎岡山県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四三〇号	倉敷市連島町鶴新田字弘化開屋鋪割三〇五〇番一地从先から 倉敷市連島町鶴新田字弘化開屋鋪割三〇五七番地先まで	平成二十九年三月二十五日

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

◎岡山県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項本文の規定により道路と効用を兼ねる他の工作物の管理者との間で次のとおり協議が成立したので、同条第六項の規定により公示する。

その関係図書は、岡山県土木部道路整備課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類及び路線名

一般国道四三〇号

二 道路の位置

倉敷市水島川崎通一丁目九番二地先から倉敷市水島川崎通一丁目一〇番一〇地先まで

三 他の工作物の種類及び管理者

種類 臨港道路

管理者 港湾管理者 岡山県知事 伊原木隆太

四 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

1 一般国道四三〇号の関連施設のうち路面（区画線及び上層路盤までの部分を含む。）及び車両用防護柵以外の部分の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕

2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）及び同法に基づく命令の規定による管理

五 管理の期間

平成二十九年三月二十五日から道路又は他の工作物の効用を廃止する日まで

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

〔九二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において
準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があ
った。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出者

岡山市長

二 地区名

小山地区

三 換地処分年月日

平成二十九年三月十五日

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

〔九三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
	岡山県指令備前局 建第一二四九号 平成二十九年三月 十四日	備前市伊部字中野二八八番五、二八 八番五地先水路	五・〇〇	一九・七六

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

〔九四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

二 契約期間

平成二十九年三月一日から平成三十一年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市中区小橋町一丁目一番二五号

四 落札者を決定した日

平成二十九年二月二日

五 落札者の氏名及び住所

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝三丁目二番八号

六 落札金額

二三八、五二七、五九〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一七、六六八、七一〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年十二月二日

◎岡山県人事委員会規則第十号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、平成二十七年分の監査の結果（平成二十八年十二月二十二日公表）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県監査委員 小 倉 弘 行
 岡山県監査委員 渡 辺 吉 幸
 岡山県監査委員 與 田 統 充
 岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

1 知事部局関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
-------------	---------------

(県民生活部関係)

県 民 生 活 部	平成28年10月21日
-----------	-------------

指摘事項

・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況

平成26年度末	79,379,977円
平成27年度末	64,297,639円
比 較 増 減	△15,082,338円

・前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本

年度の監査においても、実績報告書により委託料の額を確定することとして
いる委託契約（概算契約）について、前金払を行っているものが認められた。

措置状況

- ・雑入（生業・修学資金償還金等）
文書，電話による督促や，訪問による面談を行い，債務者の収入，資産の
状況等に応じた対応を行うとともに，職員だけでは対応困難な事案について
は，弁護士への業務委託も活用し，債権の回収に取り組んでいる。
今後も各債務者の状況を踏まえ，きめ細かな対応を心がけながら，さらな
る収入未済額の縮減に努める。
- ・前年度の注意・指導事項のうち，支出の手続が適正でないもの
委託契約（概算契約）のうち，経費の性質上概算をもって支払をしなけれ
ばならない経費については概算払とするなど，関係規程の遵守を徹底し，適
正な事務処理に努める。

（保健福祉部関係）

保 健 福 祉 部	平成28年10月28日
-----------	-------------

指摘事項

・雑入（児童扶養手当返納金等）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済
額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらな
る改善が必要である。

雑入（児童扶養手当返納金等）収入未済状況

平成26年度末	14,177,170円
平成27年度末	9,840,970円

比較増減	△4,336,200円
------	-------------

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	15,867,737円
平成27年度末	14,951,433円
比較増減	△916,304円

・南部健康づくりセンター指定管理業務委託に係る指定管理料の全額前金払に
 において、完了確認書（検査調書）を作成していないものが認められた。

措置状況

- ・雑入（児童扶養手当返納金等）
 債務者へ督促状の送付，電話等により督促を行っているところであり，今
 後とも引き続き収入未済額の解消に努めるとともに，債務者の経済状況等を
 正確に把握して適正な収納管理に努める。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
 債務者へ電話，訪問等により督促を行っているところであり，今後とも引
 き続き収入未済額の解消に努めるとともに，債務者等の経済状況等を正確に
 把握して適正な収納管理に努める。
- ・履行確認が適正でないもの
 完了確認書（検査調書）作成の必要性について周知し，今後は適切な事務
 処理に努める。

福祉相談センター	平成28年8月9日
----------	-----------

指摘事項

・児童保護弁償金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多

額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成26年度末	11,707,320円
平成27年度末	11,190,400円
比較増減	△516,920円

措置状況

・滞納者に対しては，事務担当者と担当の児童福祉司が連携し，文書，訪問，電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか，通年で訪問徴収を行うなど，督促強化に取り組んでいる。

また，新規滞納者の発生の未然防止を図るため，児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し，納入義務者に説明するなど，納期限内納付に向け取り組んでいる。

倉 敷 児 童 相 談 所	平成28年7月29日
---------------	------------

指摘事項

・収入未済額について，児童保護弁償金については総額が減少しているものの，児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また，総額が減少した項目についても，なお多額の未収額があり，併せてさらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成26年度末	21,811,810円
---------	-------------

平成27年度末	14,406,760円
比較増減	△7,405,050円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成26年度末	302,100円
平成27年度末	1,336,800円
比較増減	1,034,700円

措置状況

・新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めている。また、電話催告や文書催告に加えて、幅広く財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、適正な執行に努めている。同時に、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについては、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理も進めている。

津山児童相談所	平成28年8月1日
---------	-----------

指摘事項

・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況	
---------------	--

平成26年度末	5,652,570円
平成27年度末	7,138,320円
比較増減	1,485,750円

措置状況

・滞納者に対して、事務職員と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による納付の催告を行ったが、指摘事項のうち38件、286,605円の収入に止まっているところである。

引き続き催告を行うとともに、財産調査等を踏まえて滞納処分を検討するなど、収入未済の収入に努める。また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な催告などにより新たな収入未済の発生防止に努める。

(産業労働部関係)

産 業 労 働 部	平成28年10月21日
-----------	-------------

指摘事項

・中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況

平成26年度末	599,335,235円
平成27年度末	565,319,547円

比較増減	△34,015,688円
------	--------------

措置状況

・新たな収入未済の発生防止については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより対応している。現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。

(土木部関係)

土 木 部	平成28年10月19日
-------	-------------

指摘事項

・収入未済額について、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額が減少しているものの、土木使用料（住宅使用料）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

平成26年度末	54,064,837円
平成27年度末	54,408,397円
比較増減	343,560円

雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）収入未済状況

平成26年度末	9,905,826円
平成27年度末	9,893,826円
比較増減	△12,000円

・道路交通情報収集提供業務に係る委託契約において、委託業務完了確認書が作成されていないものが認められた。

措置状況

- ・土木使用料（住宅使用料）
指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、県職員を含めた個別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起や債権回収会社等への委託により、一層の収入確保に努める。
- ・雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）

工事現場発生事故損害賠償金求償については、債務者である会社の実態が確認できず、将来事業を再開する見込もなく、かつ、差し押さえることができる財産も確認できないことから、岡山県債権管理条例第9条第1号の規定により平成27年度に徴収停止を行った。県営住宅損害賠償金については、平成28年度中に収入未済は解消予定であり、確実に履行されるように収入確保に努める。

- ・履行確認が適正でないもの
委託業務が完了した際には、受託業者から業務完了報告書の提出を受け、完了確認を行った上で、怠りなく完了確認書を作成するよう徹底した。

(県民局及び地域事務所)

備 前 県 民 局

平成28年10月17日～10月18日

指摘事項

・県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金，農業改良資金貸付金及び土木使用料の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成26年度末	2,796,013,591円
平成27年度末	2,545,835,624円
比較増減	△250,177,967円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成26年度末	7,226,637円
平成27年度末	7,019,390円
比較増減	△207,247円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	10,044,169円
平成27年度末	9,728,120円
比較増減	△316,049円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	42,437,905円
平成27年度末	36,359,655円
比較増減	△6,078,250円

土木使用料収入未済状況

平成26年度末	6,307,698円
平成27年度末	6,294,359円
比較増減	△13,339円

・前年度の注意・指導事項のうち、補助金等交付事務が適正でないものについて、本年度の監査においても、実績報告書が補助金交付要綱に定められている期限までに提出されていないものが認められた。

措置状況

・県税等

滞納案件に対しては、幅広い財産調査を行い、財産が判明した場合は、迅速かつ効果的に差押を行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間等を設け、大口・悪質案件の財産発見に努め、不動産、自動車、動産等の公売を行う等により、一層の税込確保を図っている。

特に、滞納額の約8割を占める個人県民税については、賦課・徴収事務を行っている市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継ぎや徴

収担当職員の研修会開催等の支援を行い、税込確保に努めている。

・雑入（生活保護費返還金）

生活保護費返還金・徴収金について、滞納者に対して繰り返し面接・手紙・電話による償還指導を行い、平成28年12月末現在で11件、321,279円を償還させた。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、滞納者に対して家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況に応じて分割納入等の指導を行った。併せて、連帯借主及び連帯保証人へ滞納状況の通知や文書等により督促を行った。その結果、平成28年12月末現在で134件、897,058円を償還させた。

また、新規の貸付にあたっては、審査の徹底、借主、連帯借主及び連帯保証人への面接等調査を行い、償還意識醸成の徹底を図っている。

・農業改良資金貸付金

農業普及指導センターの指導により経営の安定化を図るとともに、償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。

償還が滞る場合は、借受者や連帯保証人との面談等により償還を求めている。

平成28年12月末現在で、2,643,000円が納付された。

・土木使用料

河川占用料については、文書催告や訪問を繰り返し行い、県税の滞納事案徴収対策に準じた財産調査を実施している。

港湾占用料については、債務者の法人代表者が死亡しているものの交代等の登記はされていないため、法人名義の預金等財産調査を行っている。

ボートパーク等施設使用料については、電話及び文書催告、訪問により回収に努めているが、一括納付が困難な場合は、分納による納付も促している。

これらの取組により、平成28年12月末現在の収入未済額は、500,000円減少している。

・前年度の注意・指導事項のうち、補助金等交付事務が適正でないもの
補助金交付要綱に定められた期限を遵守するよう、補助事業者に指示する

とともに，関係書類の確認に誤りがないよう適正な事務処理に努める。

備 中 県 民 局	平成28年10月12日～10月13日
-----------	--------------------

指摘事項

・収入未済額について，県税等，母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの，雑入（生活保護費返還金）については増加している。また，総額が減少した項目についても，なお多額の未収額があり，併せてさらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成26年度末	1,792,834,701円
平成27年度末	1,523,157,181円
比 較 増 減	△269,677,520円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成26年度末	6,745,511円
平成27年度末	7,133,527円
比 較 増 減	388,016円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	15,615,480円
---------	-------------

平成27年度末	10,495,584円
比較増減	△5,119,896円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	25,194,492円
平成27年度末	23,100,040円
比較増減	△2,094,452円

・平成26年度に実施した県道岡山倉敷線における修繕工事に係る工事代金について、二重払に伴い、返還手続を行っているものが認められた。

○高梁地域事務所

・不用品売払に係る一般競争入札において、同一業者から2通の入札書を受理したものが認められた。

○新見地域事務所

・一般廃棄物収集運搬処理業務委託の契約において、予定価格を超えた金額で契約しているものが認められた。

措置状況

・県税等

納税環境の整備や広報等により納期内納付の推進を図るとともに、滞納事案については、財産調査の徹底と迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立に努めるなど、収入未済額の縮減に努めている。

また、市町が賦課徴収している個人県民税については、市町と連携し、特

別徴収を全県一斉に実施したほか、「岡山県滞納整理推進機構」の有効活用、市町からの徴収引継、市町への職員の併任派遣や滞納整理に係る助言等、管内市町との連携により収入未済額の縮減に努めている。

- ・雑入（生活保護費返還金）

保護受給中の者については、毎月の保護費支給のタイムングでの計画的な徴収を行っている。保護廃止の者については、訪問により収入状況を確認し、返済可能額について交渉の上、徴収を行い、死亡者については、相続人の調査及び相続放棄の意向確認を行った。引き続き、滞納者が低所得であることを勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行い、収入未済の解消に努める。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者（連帯借主及び連帯保証人を含む。）に対して電話や文書、訪問により催告、償還指導を行った。現年分で未納となりがちな者には、口座振替のお知らせ等に併せ、滞納額を認識させる文書を送付するとともに、電話や訪問により納入を促し、滞納の固定化を防いだ。また、過年分滞納者で分納中の者については、納入の継続を促すとともに、納入が困難となった者については訪問により、本人の生活状況確認、分納相談を受けた。また、状況により、連帯保証人への連絡や、借主、連帯借主の居所等の確認のため、住民票等の調査を行った。今後も、引き続き収入未済の解消に努める。

- ・農業改良資金貸付金

農業改良資金貸付金について、滞納者に対し、面談や電話での連絡を行い、経営状態や家計の収支、延滞要因等を把握するとともに、償還計画に沿った償還を続けるよう指導をしている。平成28年8月に借受人が死亡した案件については、連帯保証人からの申出を受け、支払計画の変更を含めた再履行延期を承認し、新たな支払計画に沿って償還を続けている。また、3月には、借受者及び連帯保証人に対し、文書による督促・指導を行う予定である。平成28年4月から12月未までに、934,255円を収入した。今後も引き続き、収入未済の解消に努める。

- ・不適切な支出が認められるもの

事業の執行管理を厳重に行うとともに、二重払が発生しないよう十分確認

することを徹底した。

○高梁地域事務所

- ・入札担当職員等へ関係法令等を周知することにより，入札の手順や処理方法を確認し，再発防止を図った。

○新見地域事務所

- ・見積書の記載内容を複数の職員で厳重に確認するよう徹底し，平成28年度の一般廃棄物収集運搬処理業務については，適正に契約を締結した。

備 中 県 民 局 水 島 港 湾 事 務 所

平成28年10月12日～10月13日

指摘事項

- ・土木使用料の収入未済額について，総額が増加し，多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

土木使用料収入未済状況

平成26年度末	849,003円
平成27年度末	1,268,331円
比 較 増 減	419,328円

措置状況

- ・現年度分については，平成28年6月1日に収入済であり，今後の納付催告については，納期限及び納付場所等を丁寧に説明し，確実な年度内納付の徹底に努める。過年度分については，電話，訪問等により継続して督促するとともに，滞納処分手続きも進める。

美 作 県 民 局

平成28年10月5日～10月6日

指 摘 事 項

・収入未済額について、雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）、県税等、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）収入未済状況

平成26年度末	136,530,323円
平成27年度末	136,510,323円
比 較 増 減	△20,000円

県税等収入未済状況

平成26年度末	323,014,675円
平成27年度末	264,318,750円
比 較 増 減	△58,695,925円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成26年度末	3,418,978円
---------	------------

平成27年度末	3,449,694円
比較増減	30,716円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	8,224,403円
平成27年度末	6,244,187円
比較増減	△1,980,216円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	26,809,429円
平成27年度末	2,788,742円
比較増減	△24,020,687円

措置状況

- ・雑入（シュレッターダスト撤去事業費負担金等）

シュレッターダスト撤去事業費負担金については、債務者が多額の累計損失を計上し休眠状態で、事業再開の見込みが全くない現状に鑑み、平成26年7月に岡山県債権管理条例の規定に基づき、徴収停止とした。

今後、状況が変わらなければ、同条例の規定に基づき、3年経過後に債権放棄となる。

スラッジ撤去処理処分費負担金については、債務者に対し、電話等による督促を行った結果、債務額の一部（10,000円）が納入された。

今後、債務者に対し、面談、電話等による督促を継続し、収入の確保に努める。

・県税等

滞納者の財産調査を早期に行い、財産判明後は厳正かつ迅速に差押等の滞納処分を行っている。また、滞納整理強化月間を設け、大口・悪質事案を中心に捜索やタイヤロック等を積極的に実施し、財産発見に努めるとともに、差押えた自動車・動産等はインターネット公売による換価を行い税込確保を図っている。

滞納額の8割以上を占める個人県民税については、賦課徴収を行っている市町村から大口・困難事案等を岡山県滞納整理推進機構や県民局へ引き継ぐなど支援を行っている。

今後、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により、収入率の向上と未収額の縮減に努める。

・雑入（生活保護費返還金）

生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施しており、そのうち県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（12月末現在144,000円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入未済の発生防止に努める。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者に対して督促状や催告書の送付及び電話による償還指導等の結果、債務額の一部（12月末現在1,311,710円）について償還があった。

今後、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

・農業改良資金貸付金

県が貸し付けを行った農業改良資金で、現在、滞納となっている4者については、これまで、本人や家族、保証人と面談し、生活状況を把握するほか、分納誓約書の再提出を求めるなど、継続的な償還に向けた指導を行った。2者からは、一定額の償還が継続され、このうち1者は平成28年4月に元金の

償還が終了し、違約金が確定した。
 また、償還が行われなかった2者のうち1者は、平成28年9月に連帯保証人により完済された。
 残りの1者については、平成28年11月に総務部財政課債権対策室に案件を引き継いだ。

2 企業局関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
企業局（工業用水道事業）	平成28年7月15日

指摘事項

・収入未済額について、給水承認取消負担金については総額が減少しているものの、営業未収金（給水料金）については増加している。また、給水承認取消負担金についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成26年度末	22,004,746円
平成27年度末	43,689,446円
比較増減	21,684,700円

給水承認取消負担金収入未済状況

平成26年度末	2,852,100円
---------	------------

平成27年度末	2,543,100円
比較増減	△309,000円

措置状況

- ・営業未収金（給水料金）
滞納している企業については、電話や訪問等により督促を行った結果、一部は納入されている。今後も督促を行うとともに、適宜、弁護士にも相談しながら、引き続き未収金の解消に努める。また、破産した企業については、破産手続により、債権の回収を図っている。
- ・その他の未収金（給水承認取消負担金）
破産手続により、債権の回収を図っている。

3 教育委員会関係

監査対象機関	監査実施年月日
教育庁	平成28年10月20日

指摘事項

・高等学校貸付奨学金，高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成26年度末	59,842,799円
平成27年度末	57,648,409円

比較増減	△2,194,390円
------	-------------

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成26年度末	471,037,226円
平成27年度末	388,553,224円
比較増減	△82,484,002円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成26年度末	230,223,948円
平成27年度末	198,438,338円
比較増減	△31,785,610円

措置状況

・高等学校貸付奨学金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。

新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。

また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続きを含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権対策室と連携しながら、債権整理・回収の強化を行っている。

・高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金

<p>滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。</p> <p>新たな収入未済の防止のため、市町村教育委員会とも連携し、経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。</p> <p>また、繰り返しの督促にも応じないなどの債務者に対しては、法的手続きを含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権対策室と連携しながら、債権整理・回収の強化を行っている。</p>	
岡山御津高等学校	平成28年9月14日
<p>指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集運搬業務委託の契約において、予定価格を超えた金額で契約しているものが認められた。 	
<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者から徴取した見積書の金額が、事業実施何で決定した支出予定額以内の適正なものであることを複数の職員で厳重に確認するよう徹底し、再発の防止に努める。 	
笠岡高等学校	平成28年6月20日
<p>指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> バスの借り上げにおいて、540,700円で契約しているが請書を徴していないものが認められた。 	
<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県財務規則など関係規程を遵守するとともに、必要書類の漏れが無いように、複数の職員による確認の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう努める。 	

4 公安委員会関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
警 察 本 部	平成28年10月20日

指摘事項

- ・ 放置違反金の収入未済額について，総額が増加し，多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

放置違反金収入未済状況

平成26年度末	6,337,321円
平成27年度末	6,904,921円
比 較 増 減	567,600円

措置状況

- ・ 平成28年度中は，新たな収入未済の発生を抑止するため，滞納者には早期催促や預貯金の差押等の滞納処分の早期実施に努めている。また，放置違反金等徴収強化期間の実施期間を前年度よりも延長し，訪問催促活動を実施するとともに，総務部財政課債権対策室が委託している債権回収会社に，県外に居住する滞納者の所在調査を依頼するなど一層の収入確保に努めた。
 今後も，使用者責任追及の公平性を確保するため，資力があるにもかかわらず支払わない滞納者に対しては，毅然とした態度で回収に臨むとともに，実質的に回収不能と認められる債権については，執行停止や不納欠損処理を行うなど，速やかな債権の整理を行い，収入未済の圧縮に努めていく。

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る平成二十七年分の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県監査委員 小 倉 弘 行
岡山県監査委員 渡 辺 吉 幸
岡山県監査委員 興 田 統 充
岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

1 監査の概要

(1) 監査対象年度 平成27年度

(2) 監査対象団体 125団体

県が出資金、基本金等の4分の1以上を出資している法人、県が1千万円以上の補助金を交付している団体、県が1億円以上を貸し付けている団体及び県が公の施設の管理を行わせている団体

(3) 監査実施団体 40団体

監査対象団体のうち、次の表に掲げる40団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	3 0	1 1
補助金交付団体	7 9	2 4
貸付金貸付団体	2	2
指 定 管 理 者	2 9	9
合 計	1 4 0 (1 2 5)	4 6 (4 0)

(4) 監査の実施方法

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体のすべてに出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認、照合するとともに、当該団体の役職員から説明を聴取して調

書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査 (19団体)

監査委員が監査実施団体に出向き、①の調書の内容を踏まえ、当該団体の役員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等に基づいて監査を実施した。

イ 書面監査 (21団体)

監査委員が、①の調書の内容を踏まえ、当該団体から提出された監査資料等に基づいて監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 総括的事項

今回監査を実施した40団体のうち2団体について、未収償還金に関して、改善を要すると認められる事案(指摘事項)があった。その余の38団体については、適正に処理されていた。

なお、指摘事項があった2団体については、前回の監査においても、同様の指摘を行っている。

※指摘事項(公表)の基準

違法又は不当なもので重大なもの、予算の目的に反するもので誤りの程度が重大なもの、著しく不経済なもの、その他著しく適正でないもの

(2) 個別的事項

ア 実地監査分

監査実施団体	監査の対象	監査実施日	監査結果
公立大学法人岡山県立大学	【出資団体】 出資総額 12,091,632,943円 県の出資額 12,091,632,943円 (出資比率100%)	平成29年1月20日	適正
公益財団法人岡山県私学振興財団	【補助金交付団体】 岡山県私学振興財団補助金 103,793,460円	平成29年1月24日	指摘事項有
(指摘事項)			

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

		奨学金の未収償還金が、前年度末に比べ約860万円減少しているものの、平成27年度末現在119,236,596円と多額となっている。		
備北バス株式会社	【補助金交付団体】 岡山県地域間幹線系統運行費補助金等 42,812,000円	平成29年1月16日	適正	
岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 管理運営共同体	【指定管理者】 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 27,483,000円	平成29年1月26日	適正	
一般財団法人岡山県国際交流協会	【出資団体】 出資総額 1,015,410,500円 県の出資額 600,000,000円 (出資比率59.1%) 【指定管理者】 岡山県岡山国際交流センター 42,172,000円	平成29年1月30日	適正	
特定非営利活動法人 ビンクオゾブーツ岡山	【指定管理者】 おかやま旧日銀ホール 30,574,286円	平成29年1月23日	適正	
公益財団法人岡山県郷土文化財団	【出資団体】 出資総額 856,727,668円 県の出資額 490,099,776円 (出資比率57.2%) 【指定管理者】 犬養木堂記念館 30,727,422円 岡崎嘉平太記念館23,956,137円	平成29年1月30日	適正	
公益社団法人岡山県文化連盟	【指定管理者】 岡山県天神山文化プラザ 66,410,000円	平成29年1月26日	適正	
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	【出資団体】 出資総額 1,202,336,883円 県の出資額 1,202,336,883円 (出資比率100%)	平成29年1月19日	適正	
公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター	【出資団体】 出資総額 5,000,000円 県の出資額 2,000,000円	平成29年1月27日	適正	

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

	(出資比率40.0%)		
一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団	<p>【出資団体】 出資総額 400,000,000円 県の出資額 150,000,000円 (出資比率37.5%)</p> <p>【指定管理者】 岡山セラミックスセンター 13,885,714円</p>	平成29年1月31日	適正
岡山県中小企業団体中央会	<p>【補助金交付団体】 岡山県中小企業団体中央会補助金 115,662,000円</p>	平成29年1月31日	適正
おかやま酪農業協同組合	<p>【補助金交付団体】 岡山県畜産振興事業補助金 12,454,000円</p>	平成29年1月17日	適正
公益社団法人おかやまの森整備公社	<p>【補助金交付団体】 公社の森機能増進総合事業費補助金 1,219,000,000円</p> <p>【貸付金貸付団体】 おかやまの森整備公社経営改善資金貸付金 73,019,000,000円</p>	平成29年1月17日	適正
公益財団法人岡山県林業振興基金	<p>【出資団体】 出資総額 1,913,459,049円 県の出資額 1,650,000,000円 (出資比率86.2%)</p> <p>【貸付金貸付団体】 岡山県林業振興基金貸付金 460,000,000円</p>	平成29年1月19日	適正
岡山県土地開発公社	<p>【出資団体】 出資総額 100,000,000円 県の出資額 100,000,000円 (出資比率100%)</p>	平成29年1月24日	適正
公益財団法人倉敷スポーツ公園	<p>【出資団体】 出資総額 1,300,000,000円 県の出資額 650,000,000円 (出資比率50.0%)</p> <p>【指定管理者】 岡山県倉敷スポーツ公園 155,655,286円</p>	平成29年1月20日	適正

公益財団法人岡山県下水道公社	【出資団体】 出資総額 30,000,000円 県の出資額 15,000,000円 (出資比率50.0%)	平成29年1月23日	適正
公益財団法人岡山県育英会	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 46,296,799円	平成29年1月27日	指摘事項 有
<p>(指摘事項) 奨学金の未収償還金が、前年度末に比べ約2,770万円増加し、平成27年度末現在192,376,995円と多額となっている。</p>			

イ 書面監査分

監査実施団体	監査の対象	監査実施日	監査結果
株式会社両備システムズ	【補助金交付団体】 岡山県データセンター構築等支援補助金 16,220,000円	平成28年12月15日	適正
公益財団法人岡山県環境保全事業団	【指定管理者】 岡山県自然保護センター 111,600,000円	平成28年12月15日	適正
公益財団法人岡山県福祉事業団	【出資団体】 出資総額 8,000,000円 県の出資額 3,000,000円 (出資比率37.5%)	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人誠和 ケアハウス 柴陽花	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 10,716,000円	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人江原恵明会 ケアハウスローズガーデン	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 21,506,000円	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人天神会 ケアハウスこうのしま	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 16,162,000円	平成28年12月15日	適正

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

社会福祉法人超寿会 ケアハウスほほえみ	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 21,289,000円	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会 ケアハウス矢掛荘	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 11,133,000円	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人生き活き館 ケアポーター生き活き館新見	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 13,860,000円	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人葉花の里 ケアハウス北辰	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 20,223,000円	平成28年12月15日	適正
社会福祉法人福愛会 ケアハウス上河原	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 13,544,000円	平成28年12月15日	適正
コンベックス岡山コンソーシアム	【指定管理者】 岡山県総合展示場コンベックス岡山 利用料金制	平成28年12月15日	適正
岡山県商工会議所連合会	【補助金交付団体】 岡山県小規模事業指導費補助金 31,080,120円	平成28年12月15日	適正
倉敷商工会議所	【補助金交付団体】 岡山県小規模事業指導費補助金 60,505,410円	平成28年12月15日	適正
玉島商工会議所	【補助金交付団体】 岡山県小規模事業指導費補助金 20,649,840円	平成28年12月15日	適正
児島商工会議所	【補助金交付団体】 岡山県小規模事業指導費補助金 30,112,059円	平成28年12月15日	適正
総社商工会議所	【補助金交付団体】 岡山県小規模事業指導費補助金 27,011,380円	平成28年12月15日	適正

津山農業協同組合	【補助金交付団体】 岡山県農林水産業統合補助金等 21,948,000円	平成28年12月15日	適正
学校法人順正学園	【補助金交付団体】 文化財保護費等補助金 15,715,000円	平成28年12月15日	適正
平成28年度全国高等学校総合体育大会岡山県実行委員会	【補助金交付団体】 平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備費補助金 40,988,925円	平成28年12月15日	適正
宗教学人吉備津彦神社	【補助金交付団体】 文化財保護費等補助金 32,205,000円	平成28年12月15日	適正

3 意見

公益財団法人岡山県私学振興財団においては、平成27年度から債権回収業務の委託先を2社に増やして回収実績を上げるとともに、卒業時に手引きを配付して返還についての注意喚起を行うなど、また、公益財団法人岡山県育英会においては、対応が不誠実な長期滞納者に対して法的措置を講じるとともに、学校担当者と連携して返還意識の向上を図るなど、債権回収と新たな未収償還金の発生防止に努めている。

しかしながら、両団体ともなお多額の未収償還金があることから、適正に返還している人との公平性の確保や、奨学金貸与事業の財源を確保し財政基盤を安定させる観点からも、未収債権の回収体制を強化するとともに、借り手側への意識付けを十分に行うことにより新たな未収償還金の発生を防止するなど、未収償還金の早期解消に努められたい。

なお、公益財団法人岡山県育英会においては、旧日本育英会等から移管された奨学金の返還が始まっており、今後も返還義務額の増加が見込まれることから、より一層の適正な債権管理に万全を期されたい。

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

岡山県監査委員	小倉弘行
岡山県監査委員	渡辺吉幸
岡山県監査委員	與田統充
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成28年度

包括外部監査結果報告書

観光及びこれに関連する事業に係る財務に関する事務の執行について

岡山県包括外部監査人

公認会計士 青木 靖英

《 目 次 》

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査の対象	1
4	包括外部監査の対象期間	1
5	事件（テーマ）を選定した理由	1
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査の実施期間	3
8	包括外部監査従事者の資格等	3
9	利害関係	3
第2	包括外部監査対象の概要	4
1	平成27年の日本の観光の動向	4
2	国の観光戦略	5
3	岡山県の観光事業の概要	8
4	岡山県の観光施策	21
5	公益社団法人岡山県観光連盟	28
第3	実施した監査手続の概要	32
1	監査手続の概要	32
第4	監査結果	36
I	観光事業（個別事業）について	37
1	空路利用促進事業	37
2	首都圏アンテナショップ事業	43
3	観光客動態調査	52
4	晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン	54
5	賑わい創出事業	59
6	爽快！岡山満喫サイクリングロード事業（推奨ルート選定等）	62
7	岡山空港インバウンド受入拡大事業	68
8	ふるさと旅行券「晴れらんまん おかやまの旅」発行事業	72
9	岡山県観光連盟	77

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

Ⅱ 観光事業(全体)について	82
1 二次交通.....	82
2 広域連携.....	87
3 市町村連携.....	91
4 教育旅行.....	92
5 岡山後楽園.....	96
第5 総括	101

(注) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入により表記している。このため、本報告書中の数値は、県の公表数値と端数処理により差が生じている場合がある。

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び岡山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

観光及びこれに関連する事業に係る財務に関する事務の執行について

3 監査の対象

抽出した観光事業の執行案件を所管する各部署及びその関連する団体を対象とする。

4 包括外部監査の対象期間

平成 27 年度における執行事務（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 28 年度の一部についても監査対象としている。

5 事件（テーマ）を選定した理由

岡山県では、県政において最上位に位置付けられる総合的な計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」として、平成 26 年度からの 3 年間で県が特に力を入れて取り組む重点戦略や施策を明示し、このプランを県政推進の羅針盤としている。

この中で、今後の観光施策の基本戦略を「観光振興プログラム」として示し、その目標達成のための集中的な施策の実施計画として「おかやま生き生き観光アクションプラン」を策定している。監査対象年度となる平成 27 年度には、平成 25 年度と比較して 6 倍増の 22 億円の予算が投じられている。

厳しい財政状況の中、平成25年度と比較して観光への予算が大幅に増加しているが、一般的に、これらの事業は前年踏襲型の予算となりやすいものと考えられ、その効果の測定、分析、経費支出が適切になされているかを監査することも有意義であるとする。

また、平成26年度からの戦略が策定される一方で、平成21～25年度の岡山県観光立県戦略の総括では、主に以下の課題が挙げられている。

(国内誘客)

- ・観光地としての全国的な認知度不足により、旅行先として選ばれない。
- ・観光素材は数多くあるが、目玉商品が少なく、旅行商品化が進んでない。
- ・交通の結節点としての機能が高いが、通過型観光地となっている。
- ・県民等の本県への愛着度やおもてなし意識が低い。

(外国人誘客)

- ・海外で岡山が認知されていない。
- ・ゴールデンルート（東京ー大阪）から瀬戸内へシフトさせるためのアピールが不足している。

上記のような課題を解消しているかどうかの検証が適切に実施されているかを監査することは有意義であるとも考え、特定の事件として選定した。

なお、観光事業は、産業振興施策等、他の事業とも結びつきが強いものもあるため、必要に応じて関連する事業についても対象に含めるものとする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ア 事業に係る財務事務が法令等に準拠して適正に行われているかどうか（合規性の観点）
- イ 事業は、経済性及び競争性のある方法で行われているかどうか（経済性の観点）
- ウ 事業に係る財務事務が効率的に行われているかどうか（効率性の観点）
- エ 事業に関する効果測定が適切に行われているかどうか（有効性の観点）

オ 他の地方公共団体との連携は適切になされているか（有効性の観点）

カ 事業は前年度から適切に見直されて、これまで取り組んでいなかったことにも取り組んでいるか（新規性の観点）

(2) 主な監査手続

監査の視点に基づき、関係者への質問、関係書類・帳票類等の閲覧・突合、現地調査の実施等を通じて、その実態を調査・検討した。

7 包括外部監査の実施期間

自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	青木 靖英
包括外部監査人補助者	公認会計士	奥田 講平
	公認会計士	黄 壽容
	公認会計士	徳永 浩司
	公認会計士	藤本 真也
	弁護士	松島 幸三

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査対象の概要

1 平成27年の日本の観光の動向

国土交通省観光庁が実施する、観光白書及び宿泊旅行統計調査によると、平成27年の日本の観光の動向は以下のとおりである。

訪日旅行の状況として、平成27年の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった平成26年の1,341万人をさらに上回り、1,974万人（対前年比47.1%増）となり、3年連続で過去最高を更新したと同時に、統計を取り始めた昭和39年以降で最大の伸び率を記録した。

また、訪日外国人旅行者数は、出国日本人数1,621万人を45年ぶりに上回った。

国内旅行の状況として、平成27年においては、日本人の国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の回数は1.4回（対前年比9.8%増）、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の宿泊数は2.3泊（対前年比12.3%増）であった。国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の回数、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の宿泊数ともに、平成26年は同年4月の消費税率引上げの影響もあり減少に転じたが、平成27年は、前年の落ち込みの反動もあり、再び増加に転じた。

平成27年に国内宿泊旅行に訪れた人数は延べ3億1,673万人（対前年比6.5%増）となった。増加要因としては、前年の消費税率引上げによる落ち込みの反動、3月に開業した北陸新幹線の開業効果、9月の大型連休（シルバーウィーク）などが影響したためと考えられる。一方、国内日帰り旅行は延べ2億9,705万人（対前年比0.3%減）となった。

日本における延べ宿泊者数については、平成27年は5億545万人泊（対前年比6.7%増）と初めて5億人泊を突破した。そのうち、日本人延べ宿泊者数は4億3,908万人泊（対前年比2.4%増）、外国人延べ宿泊者数は6,637万人泊（対前年比48.1%増）であった。また、延べ宿泊者数全体に占める外国人宿泊者数の割合は13.1%と、初めて1割を超えた。

外国人延べ宿泊者数の対前年比を三大都市圏と地方部で比較すると、三大都市圏で41.6%増、地方部で59.9%増となっており、地方部の伸びが三大都市圏の伸びを大きく上回った。

平成 23 年以降の客室稼働率（全国）は上昇傾向にあり、平成 23 年の 51.8%から平成 27 年には 60.5%となっている。特に東京都と大阪府の 2 大都市部の客室稼働率の上昇は顕著であり、平成 23 年の東京都 68.0%、大阪府 68.2%から、平成 27 年にはそれぞれ 82.3%、85.2%と、80%を超える水準となった。

なお、岡山県の平成 27 年客室稼働率は 57.0%となっている。

平成 27 年の全国の延べ宿泊者数は、5 億 545 万人泊（対前年比 6.7%増）となったが、地方別では、関東地方が 1 億 3,892 万人泊（全体の 27.5%）、近畿地方が 7,668 万人泊（全体の 15.2%）、中部地方が 6,006 万人泊（全体の 11.9%）で上位となり、全国の延べ宿泊者数の 54.5%を占めた。中国地方は 2,506 万人泊（対前年比 1.4%増）であり、3 年連続の伸びを示しているものの、全体に占める割合は 5.0%に留まっている。

なお、国土交通省観光庁が実施している宿泊旅行統計調査によると、岡山県の平成 27 年延べ宿泊者数は 516 万人泊（全体の 1.0%）となっている。

2 国の観光戦略

国は、観光立国の実現を国家戦略として位置付け、その実現の推進を内容とするものであることに鑑み、観光基本法から観光立国推進基本法に改正した。

その前文で、少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を 21 世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題として位置付け、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

直近では、「世界が訪れたくなる日本」をコンセプトに、平成 28 年 3 月 30 日に、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、新たな観光ビジョンとして、「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下、「観光ビジョン」という。）を策定している。

観光ビジョンでは、3 つの視点と 10 の改革を取りまとめている。その概要は次ページのとおりである。

(1) 3つの視点と10の改革

視点1 「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

改革1 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放

- ・赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放

改革2 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ

- ・平成32年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化

改革3 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ

- ・平成32年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善

改革4 おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ

- ・平成32年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点2 「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

改革5 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ

- ・60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援

改革6 あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現

- ・欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
- ・MICE（注）誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
- ・首都圏におけるビジネスジャンプの受入環境改善

（注）MICEとは、企業や研究機関、各種団体等が行う、会議や研修、展示会等のビジネスイベントの総称である。

改革7 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化

- ・平成32年までに、世界水準DMO（注）を全国100形成
- ・観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

(注) DMO とは、収益性を意識した観光地経営を行うために、観光地域づくりの舵取りを行う法人のことである。

視点3 「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

改革8 ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現

- ・世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
- ・ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
- ・キャッシュレス観光を実現

改革9 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現

- ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
- ・新幹線開業やコンセッション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現

改革10 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

- ・平成32年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
- ・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

(2) 新たな目標値の設定について

1. 訪日外国人旅行者数	平成32年までに4,000万人に、平成42年までに6,000万人にする。
2. 訪日外国人旅行消費額	平成32年までに8兆円に、平成42年までに15兆円にする。
3. 地方部での外国人延べ宿泊者数	平成32年までに7,000万人泊に、平成42年までに1億3,000万人泊にする。
4. 外国人リピーター数	平成32年までに2,400万人に、平成42年までに3,600万人にする。
5. 日本人国内旅行消費額	平成32年までに21兆円に、平成42年までに22兆円にする。

3 岡山県の観光事業の概要

(1) 岡山県の観光資源について

岡山県は、瀬戸内海に面した温暖な気候が特色であり、年間の降水量1mm未満の日数が最も多い都道府県であり、「晴れの国おかやま」として有名である。また、瀬戸大橋を通じて本州と四国を結び、新幹線及び特急列車の発着駅として山陰地方と関西以東を結ぶため、西日本の交通の要所であるといえる。

観光資源としては、岡山市の中心部に日本三名園の一つである岡山後楽園を有しており、また、倉敷市には江戸・明治の古い街並みが残る倉敷美観地区を有している。

また、北は中国山地、南は瀬戸内海に面するという地理的特性を活かし、県北部の蒜山高原ではキャンプ・スキー等のアウトドアレジャーが行われ、県南部の渋川海岸では海水浴等のマリンレジャーが行われている。

ア 主な観光地域の観光客数の推移及び地域概要

(単位:千人、%)

観光地域名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年 対前年比
(ア) 倉敷美観地区	3,151	3,069	3,065	3,534	115.3
(イ) 蒜山高原	2,970	2,850	2,512	2,504	99.7
(ウ) 岡山後楽園・岡山 城周辺	1,824	1,829	2,021	2,212	109.5
(エ) 玉野・渋川	2,059	2,153	2,130	2,132	100.1
(オ) 吉備路(※)	1,401	1,433	1,675	1,636	97.7
(カ) 笠岡・笠岡諸島	1,091	1,168	1,226	1,266	103.3
(キ) 津山・鶴山公園	1,190	1,331	1,182	1,228	103.9
(ク) 児島・鷺羽山	1,217	1,268	1,125	1,126	100.1
(ケ) 美作・湯郷温泉	991	989	1,027	1,059	103.1
(コ) JR岡山駅周辺	845	979	610	701	114.9

※吉備路は、岡山市及び総社市の吉備路地域。

(出典：平成27年岡山県観光客動態調査報告書)

(ア) 倉敷美観地区



JR 倉敷駅の南に位置する倉敷美観地区は、江戸時代に幕府の直轄地「天領」として栄え、倉敷川畔や古い街道沿いに今も多く多くの町屋や白壁の蔵が残る。また、日本初の私立近代西洋美術館である大原美術館や、紡績で栄えた倉敷の歴史を今に伝える倉敷アイビースクエア等の芸術・文化施設も見どころのひとつとなっている。

(イ) 蒜山高原



蒜山高原は、鳥取県との県境に位置する西日本屈指のリゾート地。1000m級の峰を連ねる蒜山三座（上蒜山・中蒜山・下蒜山）の裾野に広がる雄大な自然の中では、サイクリングやスキー等の体験型観光を楽しむことができるほか、地元の特産品を求めて多くの観光客が訪れる。

(ウ) 岡山後楽園・岡山城周辺



岡山後楽園・岡山城周辺には、夢二郷土美術館や県立博物館等の多くの芸術・文化施設が集まっており、岡山カルチャーゾーンと呼ばれている。

また、金沢の兼六園、水戸の偕楽園と並び日本三名園に数えられる岡山後楽園と、その黒い外観から烏城とも呼ばれる岡山城では、一体となったイベントが数多く開催されており、近年では、夜のライトアップイベント「幻想庭園」と「烏城灯源郷」が人気を博している。

(エ) 玉野・渋川



玉野・渋川地域には、県内有数の海水浴場である渋川海水浴場のほか、渋川マリン水族館や道の駅「みやま公園」がある。近年では、JR 宇野駅周辺が瀬戸内国際芸術祭の会場となっており、新たな集客を生んでいる。

(オ) 吉備路



吉備路地域には、最上稲荷をはじめ、吉備津神社や吉備津彦神社、備中国分寺等の神社・仏閣や、造山古墳やこうもり塚古墳等の複数の古墳のほか、備中高松城址公園等があり、岡山の歴史を満喫できる。また、吉備路自転車道が整備されているため、レンタサイクルを利用したの史跡めぐりが楽しめる。

(カ) 笠岡・笠岡諸島



道の駅「笠岡ベイファーム」では、地域の特産品が購入できるほか、広大な干拓地一面に広がる四季折々の花々を楽しめる。また、世界で唯一のカブトガニをテーマにしたカブトガニ博物館や竹喬美術館がある。

(キ) 津山・鶴山公園



県内有数の桜の名所である津山城（鶴山公園）では、春には約千本の桜が咲き、大勢の花見客が訪れている。また、平成28年4月にリニューアルオープンした津山まなびの鉄道館では、日本で2番目の規模を誇る旧津山扇形機関車庫や貴重なディーゼル機関車「DE501」を見ることができる。

(ク) 児島・鷺羽山



国産ジーンズ発祥の地であるこの地域では、地元ジーンズメーカーのショップ等が30店以上集合した児島ジーンズストリートがジーンズ好きに人気となっている。また、瀬戸内海国立公園の景勝地である鷺羽山からは、壮大な瀬戸大橋を一望することができる。

(ケ) 美作・湯郷温泉



岡山の名湯「美作三湯」のひとつである湯郷温泉は、別名「鷺の湯」とも呼ばれ古くから親しまれており、県北や山陰地方への観光の為の宿泊地としても利用されている。

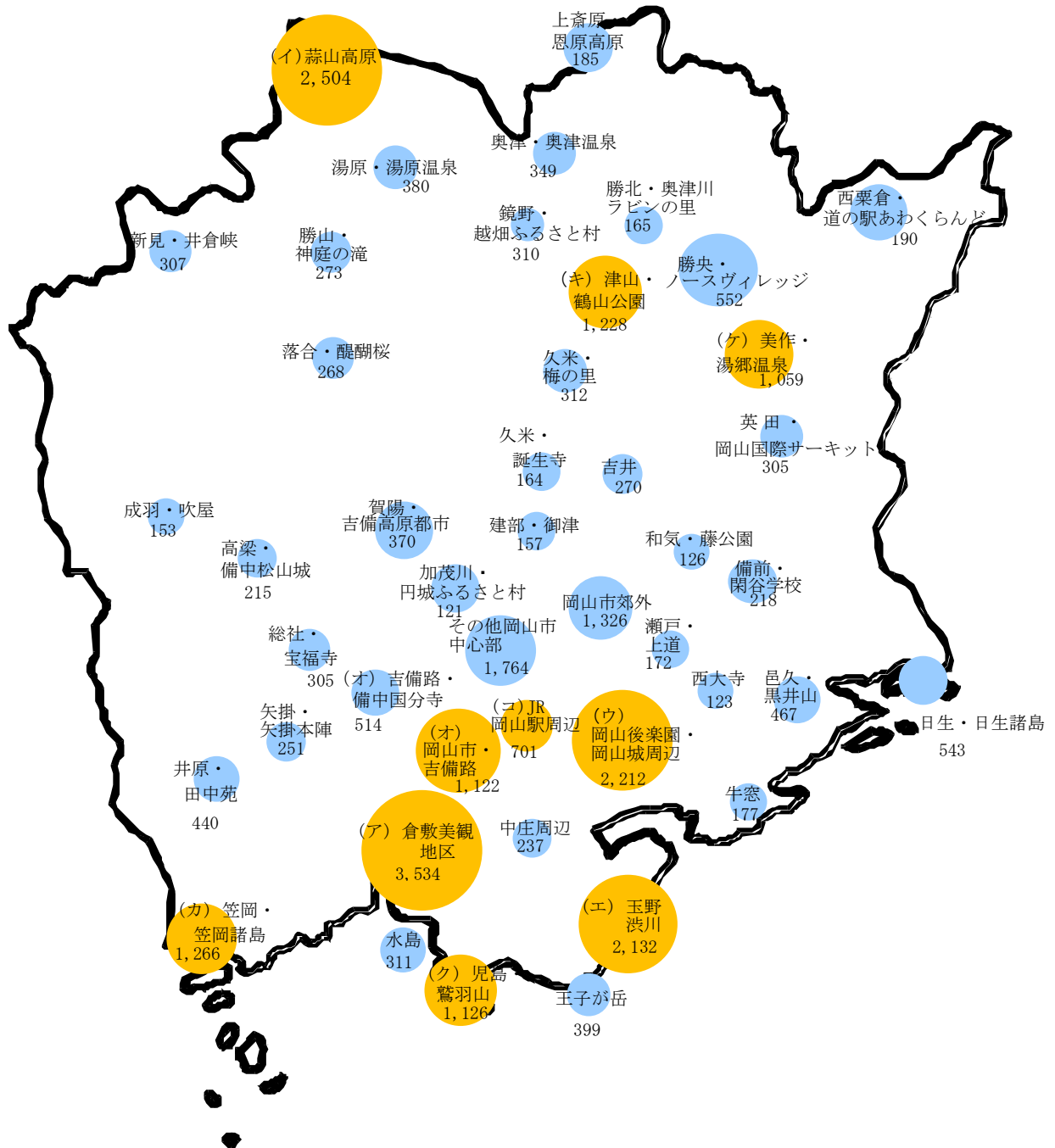
(コ) JR 岡山駅周辺



毎年 8 月に開催されるおかやま桃太郎まつりでは、岡山に古くから伝わる鬼神「温羅（うら）」の伝説を元にした「うらじゃ」と呼ばれる踊りがあり、夏のイベントとして地域に根付いている。また、岡山シティミュージアムでは、様々な特別展が企画され、多くの観光客が訪れている。

イ 主な観光地域の所在地と観光客数

岡山県の観光地域の所在地と平成27年の観光客数（単位：千人）の状況は次のとおりである。なお、地図中の(ア)から(コ)は、「ア 主な観光地域の観光客数の推移及び地域概要」に記載された観光地域名である。



ウ 分類別観光資源

岡山県観光連盟が運営する「おかやま旅ネット」の観光情報より、主な県内観光資源を抜粋したものは、以下のとおりである。

(ア) 史跡・名所

名称	観光地域名	所在地
倉敷美観地区	倉敷美観地区	倉敷市中央
吹屋ふるさと村	成羽・吹屋	高梁市成羽町吹屋
神庭の滝	勝山・神庭の滝	真庭市神庭
たけべの森公園	建部・御津	岡山市北区建部町田地子
備中国分寺	吉備路・備中国分寺	総社市上林

(イ) 城・庭園

名称	観光地域名	所在地
岡山城(烏城)	岡山後楽園・岡山城周辺	岡山市北区丸の内
岡山後楽園	岡山後楽園・岡山城周辺	岡山市北区後楽園
津山城(鶴山公園)	津山・鶴山公園	津山市山下
備中松山城	高梁・備中松山城	高梁市内山下
鬼城山(鬼ノ城)	総社・宝福寺	総社市奥坂

(ウ) 神社・仏閣

名称	観光地域名	所在地
吉備津神社	岡山市・吉備路	岡山市北区吉備津
吉備津彦神社	岡山市・吉備路	岡山市北区一宮
最上稲荷	岡山市・吉備路	岡山市北区高松稲荷
由加神社本宮	児島・鷺羽山	倉敷市児島由加
宝福寺	総社・宝福寺	総社市井尻野
備中国分寺	吉備路・備中国分寺	総社市上林

(エ) 美術館・博物館

名称	観光地域名	所在地
大原美術館	倉敷美観地区	倉敷市中央
桃太郎のからくり博物館	倉敷美観地区	倉敷市本町
夢二郷土美術館本館	岡山後楽園・岡山城周辺	岡山市中区浜
備前焼ミュージアム	備前・閑谷学校	備前市伊部
備前長船刀剣博物館	牛窓	瀬戸内市長船町長船

(オ) 温泉

名称	観光地域名	所在地
湯原温泉	湯原・湯原温泉	真庭市湯原温泉
湯郷温泉	美作・湯郷温泉	美作市湯郷
奥津温泉	奥津・奥津温泉	苫田郡鏡野町奥津

(カ) 公園・遊園地

名称	観光地域名	所在地
ブラジリアンパーク 鷲羽山ハイランド	児島・鷲羽山	倉敷市下津井吹上
池田動物園	その他岡山市中心部	岡山市北区京山
みやま公園	玉野・渋川	玉野市田井
岡山農業公園 ドイツの森 クローネンベルク	建部・御津	赤磐市仁堀中
倉敷みらい公園	倉敷美観地区	倉敷市寿町

(キ) スポーツ・アウトドア

名称	観光地域名	所在地
大佐山オートキャンプ場	新見・井倉峽	新見市大佐小南
いぶきの里スキー場	新見・井倉峽	新見市千屋花見
牛窓海水浴場	牛窓	瀬戸内市牛窓町牛窓
蒜山高原キャンプ場	蒜山高原	真庭市蒜山上福田
総社ふるさと自然のみち	総社・宝福寺	総社市黒尾・奥坂

(ク) 体験型観光

名称	観光地域名	所在地
RAMPUYA 藍畑	児島・鷺羽山	倉敷市児島味野
ベティスミスジーンズミュージアム	児島・鷺羽山	倉敷市児島味野
農マル園芸「吉備路農園」	吉備路・備中国分寺	総社市西郡
岡山市サウスビレッジ	岡山市郊外	岡山市南区片岡

(ケ) 桜・紅葉

名称	観光地域名	所在地
津山城(鶴山公園)	津山・鶴山公園	津山市山下
醍醐桜	落合・醍醐桜	真庭市別所
岡山後楽園	岡山後楽園・岡山城周辺	岡山市北区後楽園
みやま公園	玉野・渋川	玉野市田井
奥津溪	奥津・奥津温泉	津山市奥津川

(コ) グルメ・土産品

名称	観光地域名	所在地
岡山ばらずし	全県	岡山県
津山ホルモンうどん	津山・鶴山公園	津山市

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

ひるぜん焼きそば	蒜山高原	真庭市
吉備団子	岡山市・吉備路	岡山市
桃	全県	岡山県
ピオーネ・マスカット	全県	岡山県

(2) 観光客数の推移について

県では、県内の観光地を訪れた観光客数を把握するために、毎年、岡山県観光客動態調査を実施している。以下、アは、国土交通省観光庁が実施した「共通基準による観光入込客統計」における観光入込客数の近県との比較、イ～エは、平成27年岡山県観光客動態調査の結果から抜粋した県における観光客の動向である。

ア 観光入込客数の推移について

(単位:千人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年伸び率 (対平成24年)
岡山県	13,222	12,320	14,220	14,488	1.10倍
鳥取県	7,666	10,009	9,201	9,445	1.23倍
広島県	21,432	23,441	24,052	23,099	1.08倍
香川県	15,463	15,389	17,123	16,741	1.08倍
兵庫県	70,258	70,336	73,987	72,243	1.03倍
島根県	11,187	13,769	12,654	11,660	1.04倍
山口県	17,293	17,717	17,536	18,132	1.05倍
愛媛県	13,555	13,113	14,614	14,965	1.10倍
徳島県	9,414	10,441	11,365	10,099	1.07倍
全国平均	39,012	41,836	45,175	45,962	1.18倍

(注) 高知県については、平成29年2月時点で、平成27年実績が集計中のため、上表には含めていない。

イ 県内・県外別観光客数の推移について

県内・県外別観光客数の推移 (単位:千人、%)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
県内観光客	5,104	4,464	5,561	5,970
対前年比	74.0	87.5	124.6	107.4
県外観光客	8,118	7,856	8,659	8,518
対前年比	105.5	96.8	110.2	98.4

観光入込客数に対する構成比 (単位:%)

県内観光客	38.6	36.2	39.1	41.2
県外観光客	61.4	63.8	60.9	58.8

減少傾向にあった観光入込客数は、平成 26 年以降、景気のゆるやかな回復を背景に、これまで取り組んできた情報発信などの成果が表れ、増加に転じている。

ウ 地方別の県外観光客数の推移について

発地別の県外観光客数 (単位:千人、%)

地方別	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		対前年比
	観光客数	構成比	観光客数	構成比	観光客数	構成比	観光客数	構成比	
近畿地方	3,351	41.3	3,452	43.9	3,736	43.1	3,631	42.6	97.2
中国地方	2,224	27.4	1,982	25.2	2,361	27.3	1,960	23.0	83.0
関東地方	662	8.2	600	7.6	695	8.0	1,020	12.0	146.8
四国地方	973	12.0	761	9.7	888	10.3	899	10.6	101.2
中部地方	537	6.6	737	9.4	598	6.9	421	4.9	70.4
九州・沖縄	263	3.2	229	2.9	254	2.9	349	4.1	137.4
その他	108	1.3	95	1.3	127	1.5	238	2.8	187.4
計	8,118	100.0	7,856	100.0	8,659	100.0	8,518	100.0	98.4

岡山県では近畿地方からの観光客が最も多く全体の 4 割程度を占めており、次いで他の中国 4 県からの観光客が 2 割程度となっている。

平成 27 年は JR6 社と共同で展開した「晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン」のプレキャンペーンの効果等により関東地方からの観光客数が増加しており、対前年で 46.8%の増加となっている。

エ 日帰り・宿泊別の観光客数の推移について

日帰り・宿泊別観光客数

(単位：千人、%)

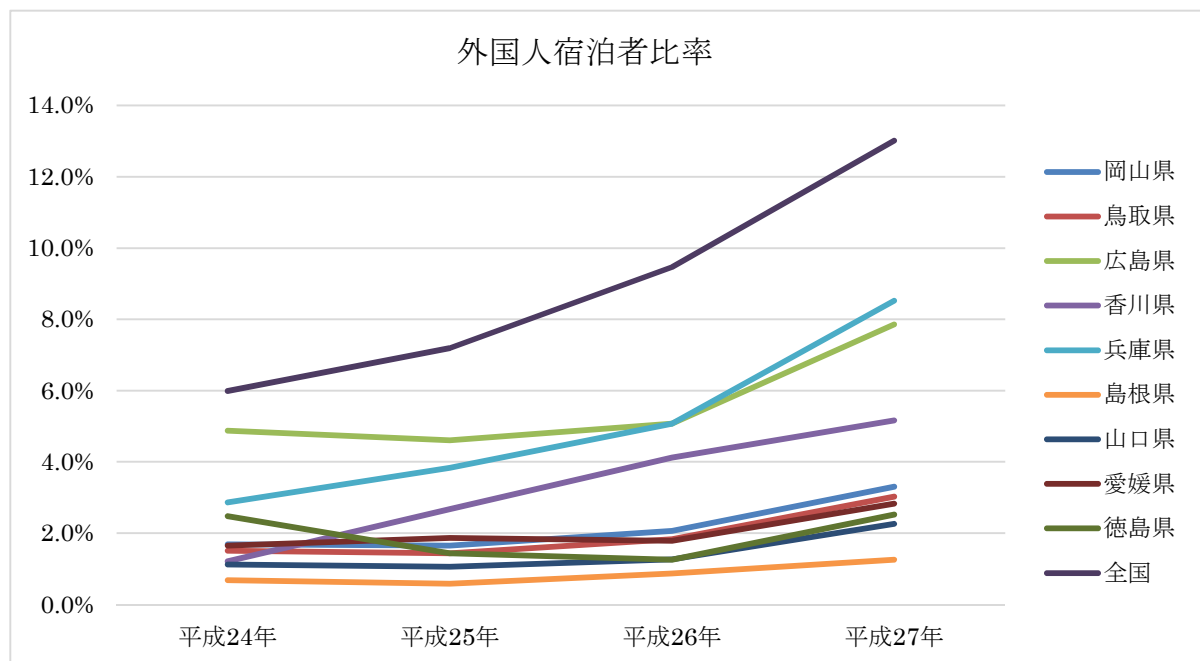
区分	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		対前年比
	観光客数	構成比	観光客数	構成比	観光客数	構成比	観光客数	構成比	
日帰り客	9,376	70.9	7,527	61.1	9,411	66.2	10,011	69.1	106.4
宿泊客	3,846	29.1	4,793	38.9	4,809	33.8	4,477	30.9	93.1
計	13,222	100.0	12,320	100.0	14,220	100.0	14,488	100.0	101.9

「イ 県内・県外別観光客数の推移について」に記載のとおり、県内観光客より県外観光客が多いが、「ウ 地方別の県外観光客数の推移について」に記載のとおり、近県からの観光客が多いため、日帰り・宿泊別の観光客の割合では、日帰り観光客の割合が全体の7割弱となっている。

(3) 外国人旅行者の推移

ア 外国人旅行者の割合について

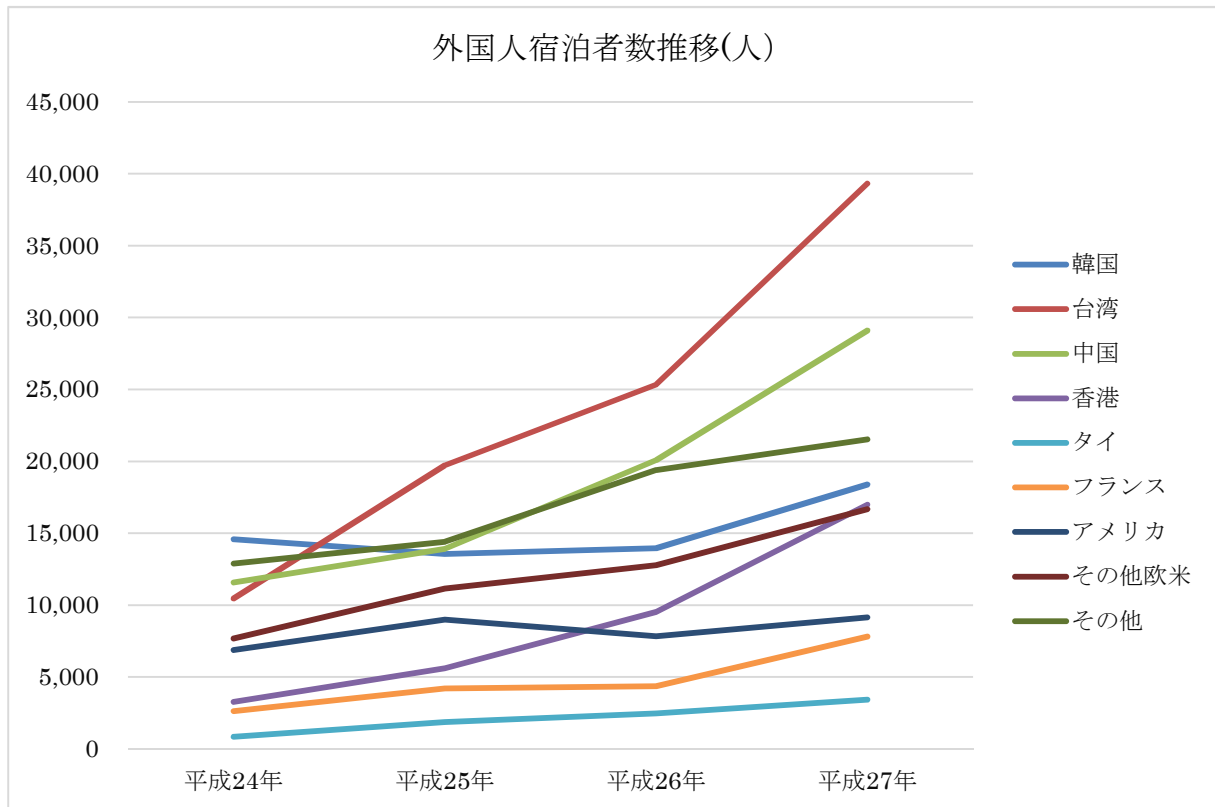
国土交通省観光庁が実施した「宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊者総数に占める外国人宿泊者の割合（以下、「外国人宿泊者比率」という。）は下表のとおりである。



(注) 高知県については、平成29年2月時点で、平成27年実績が集計中のため、上表には含めていない。

外国人誘客のための国の施策により、外国人宿泊者比率は全国的に上昇傾向にあるが、平成 27 年の県における外国人宿泊者比率は 3.3%であり、全国平均 13.0%を下回る水準となっている。

イ 地域別外国人旅行者の推移について



(出典：岡山県観光客動態調査報告書)

県における外国人宿泊者数は年々増加傾向にあり、アジア方面を中心に平成 24 年以降は毎年 30%程度の伸び率となっている。

特に台湾は、平成 25 年 4 月に定期便が就航したことにより宿泊者数が拡大している。

4 岡山県の観光施策

(1) 岡山県としての基本戦略

県では、県政に係る総合的な計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン」の中で、観光施策に関する基本戦略として観光振興プログラムを策定しており、その中で、観光資源の更なる磨き上げや、魅力的なプロモーションの実施、近隣県と連携した広域観光の拡大により、国内外からの観光客の増大を掲げている。

以下は観光振興プログラムの主な内容である。

ア 重点施策

- a 選ばれ、また訪れたい岡山の観光資源の磨き上げ
- b 魅力ある旅行商品づくりに向けたプロモーションの実施
- c インバウンド(外国人誘客)の拡大と航空ネットワークの拡充
- d 岡山後樂園の魅力づくり

イ 推進施策

- a おもてなしの向上の推進
- b 近隣県と連携した広域観光の推進
- c 観光資源としての自然や文化の積極的な活用
- d 港を中心としたにぎわい空間の創出

ウ 生き生き指標

観光振興プログラムでは、計画期間中に達成しようとする目標値として、以下の 6 項目を生き生き指標として掲げている。

指標名	平成 24 年実績	平成 28 年目標
観光消費額	1,382 億円/年	1,600 億円/年
観光客入り込み数	1,322 万人/年	1,500 万人/年
延べ宿泊者数	475 万人/年	500 万人/年
外国人旅行者宿泊者数	70,802 人/年	115,000 人/年
岡山空港の国際定期便数	18 便/週	25 便/週
岡山後樂園の入園者数	661,175 人/年	750,000 人/年

(2) 岡山県としての具体的な戦略

県では観光に関する基本戦略である観光振興プログラムの目標を達成するための具体的な戦略として、おかやま生き活き観光アクションプランを策定し、国内向け・海外向け別に、それぞれ方針と施策を定めている。

ア 国内誘客推進

<重点方針>

- 「晴れの国おかやま」戦略・首都圏アンテナショップと連動した強力な情報発信
- 観光素材の発掘・磨き上げと旅行商品化の促進
- 地域の特色を生かした県内周遊・滞在型観光の推進
- 瀬戸内ブランド推進連合や近隣県との連携による広域観光の推進
- 観光客満足度と県全体のおもてなし意識の向上

<地域別の取組テーマ>

- 備前 着地型・体験型観光 テーマ型観光ルート開発 県際交流
- 備中 地域資源の磨き上げと掘り起こし、更なる活用 周遊性の向上
- 美作 観光資源の魅力向上・新たな発掘 美作国建国1300年事業の地域一体感の活用

<施策>

- 調査・計画
各種統計調査 観光振興アドバイザー 観光マーケティング調査
- 着地型観光
観光素材の発掘・磨き上げ 旅行商品化の促進
- 認知度向上・情報発信
情報発信 プロモーション キャンペーン イベント
- 広域観光連携
県内周遊 広域周遊
- おもてなし・受入環境整備
おもてなし意識の向上 観光人材・組織の育成 受入環境整備

イ 外国人誘客推進

<重点方針>

- 海外での「岡山」の認知度向上
- 東アジアからの誘客拡大 東南アジア市場の開拓
- 広域連携による観光ルート形成
- ソウル線、上海線、台北線などの航空ネットワークの拡充

<施策>

- 海外での認知度向上
 - トップセールス 情報発信 旅行商品化促進
- 広域連携
 - 国・他県等との連携 民間企業との連携
- 新たな市場開拓
 - 東南アジア市場開拓 ターゲットを絞った誘客
- 受入体制の充実
 - 多言語対応の改善・強化 おもてなし意識の向上 消費増加対策
- 交通アクセスの充実
 - 航空ネットワークの拡充 二次交通手段の確保

(3) 岡山県の観光予算の推移

県における観光関連予算の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

部名	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度(※3)	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績
総務部	37,487	37,487	51,719	51,719	65,480	73,283
県民生活部	113,056	112,377	90,928	90,848	408,574	450,333
環境文化部	-	-	1,237	1,137	11,389	8,911
産業労働部	(※1)224,303	220,580	(※2)446,458	437,943	1,495,909	1,380,476
土木部	82,993	82,604	97,845	96,340	161,749	133,057
教育委員会	-	-	-	-	33,300	35,180
合計	457,839	453,048	688,187	677,987	2,176,401	2,081,240

(※1) 平成 25 年度の産業労働部における観光予算については、平成 25 年度 11 月補正予算措置した首都圏アンテナショップ事業 85,000 千円を含んでいる。

(※2) 平成 26 年度の産業労働部における観光予算については、首都圏アンテナショップ事業 168,231 千円（対前年度 81,935 千円の増加）を主な理由として増加している。

(※3) 平成 27 年度の観光予算については、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（平成 26 年度 2 月補正予算）を活用した予算（1,352,912 千円）を含んでいる。

(4) 行政評価

行政評価制度とは、行政が行う施策や事業について、有効性・効率性などの観点から、統一的な基準を用いて行政主体自らが評価を行う制度と一般的に定義付けられている。

県では、「政策評価」、「施策評価」、「事務事業評価」の 3 段階の行政評価制度を採用している。

観光施策に関する基本戦略である「観光振興プログラム」については、平成 27 年度「政策評価」において以下のとおり評価している。

ア 総合評価

- ・観光マーケティング調査を実施し、効果的な誘客につながるターゲットやエリア選定など、戦略の方向性を明確にすることができた。
- ・近隣県や民間企業と連携し、国内外でプロモーションを行い、平成26年度の本県外国人宿泊者数は、過去最高の11万5千人を記録したほか、観光消費額や観光客入り込み数も目標を上回った。
- ・瀬戸内沿岸7県による瀬戸内ブランド推進連合のほか、兵庫、香川、鳥取など近接県と個別に連携事業を行うとともに、中国5県やJR西日本と連携し、観光宣伝活動を実施した。

イ 今後の政策推進に向けての課題

- ・明確化した戦略を基に、観光コンセプトを県内外に情報発信し、観光誘客の拡大に努める必要がある。
- ・引き続き首都圏での観光プロモーションや着地型観光の旅行商品化などに取り組み、観光誘客に努める必要がある。
- ・本県の海外での認知度向上を図るため、引き続き国内外でのプロモーションを行い、海外からの誘客を促進する必要がある。

ウ 生き生き指標の進捗状況

指標名	区分	1年目	2年目	目標年度
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
観光消費額 (単位：億円/年)	目標値	1,450	1,520	1,600
	実績値	1,607	(※1)1,581	—
	達成率	110.8%	104.0%	—
観光客入り込み数 (単位：万人/年)	目標値	1,380	1,440	1,500
	実績値	1,422	(※1)1,449	—
	達成率	103.0%	100.6%	—

延べ宿泊者数 (単位:万人/年)	目標値	480	490	500
	実績値	539	516	—
	達成率	112.3%	105.3%	—
外国人旅行者宿泊者数 (単位:人/年)	目標値	98,000	105,000	115,000
	実績値	115,742	(※2)162,344	—
	達成率	118.1%	154.6%	—
岡山空港の国際定期便数 (単位:便/週)	目標値	20	22	25
	実績値	14	(※2)20	—
	達成率	70.0%	90.9%	—
岡山後樂園の入園者数 (単位:人/年)	目標値	705,000	728,000	750,000
	実績値	700,758	(※3)817,260	—
	達成率	99.4%	112.3%	—

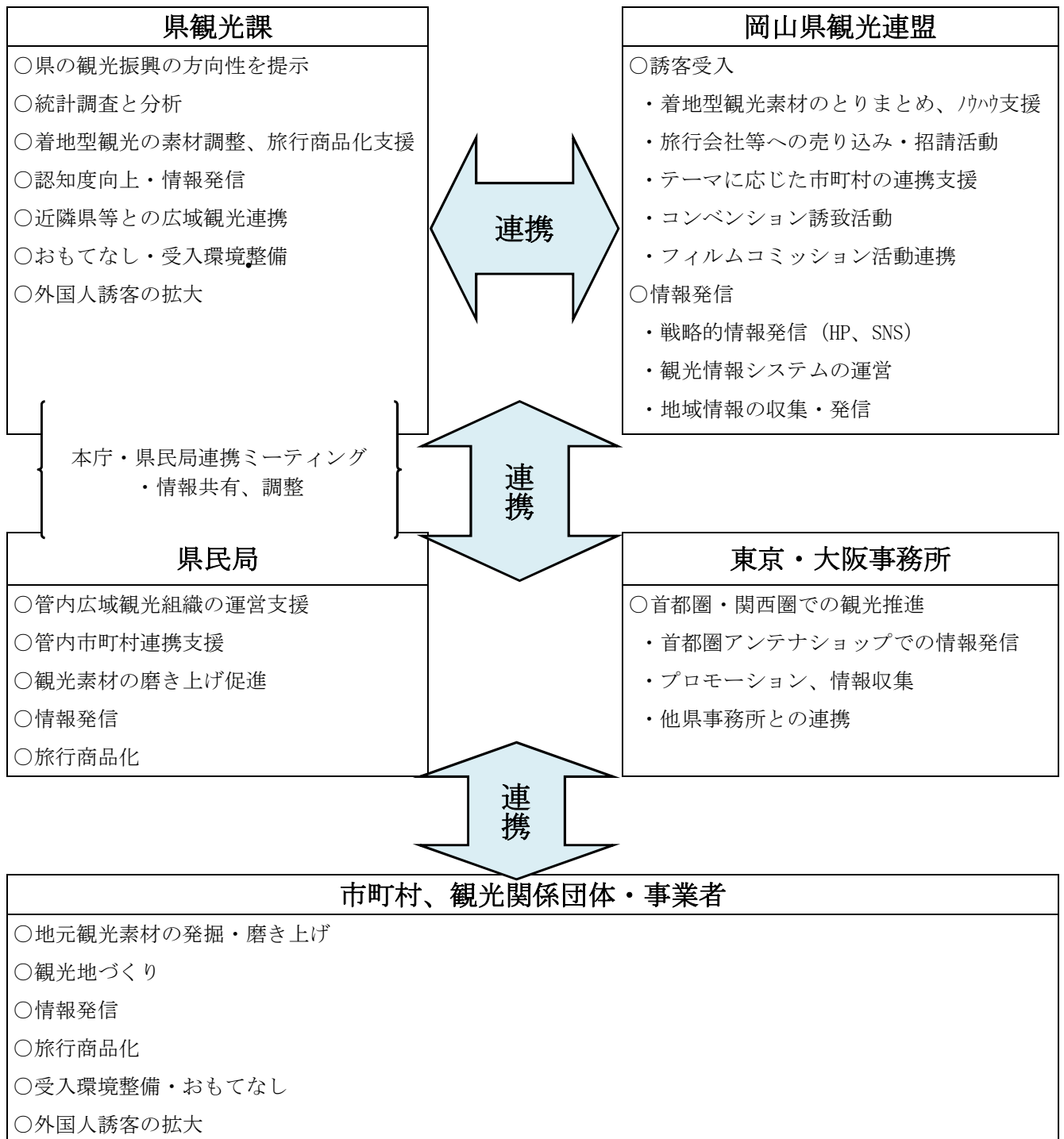
(※1) 平成27年度の観光客入り込み数については、ふるさと旅行券の販売等により県内観光客が増加したことを主な理由として増加しているものの、平成27年度の観光消費額については、大規模な高速バス事故が発生したことに伴う安全強化のための高速バス料金の値上げを主な理由として減少している。

(※2) 平成27年度の外国人旅行者宿泊者数については、外国語翻訳による観光情報発信体制の整備、国内外の旅行会社と連携した各種プロモーションの実施を主な理由として増加している。

(※3) 平成27年度の岡山後樂園の入園者数については、旺盛な訪日旅行を背景とした外国人入園者数や幻想庭園等の四季を通じたイベントの充実等を主な理由として増加している。

(5) 観光施策の実施体制

県では、観光施策を総合的かつ効果的に推進するため、国や他県等との連携を図りながら、県観光課、県民局、県外事務所、市町村、岡山県観光連盟、観光関係団体・事業者等、観光振興に関わる各主体の役割分担と相互の連携協力により取り組むことが「おかやま生き生き観光アクションプラン」にてうたわれており、以下の観光施策推進体制が構築されている。



5 公益社団法人岡山県観光連盟

(1) 公益社団法人岡山県観光連盟の概要

公益社団法人岡山県観光連盟（以下、「岡山県観光連盟」という。）は、岡山県の観光振興を図るため、昭和 27 年に設立され、昭和 48 年に社団法人化、平成 25 年に公益社団法人へと移行している。県内の市町村や観光協会をはじめ、旅館・ホテル、バス・タクシー、飲食店などの観光関係者を中心とした公益社団法人であり、岡山県の観光振興のため、様々な事業を実施している。

① 役員 会長（代表理事）1 名、副会長 2 名、専務理事（業務執行理事）1 名、
その他理事 17 名、監事 3 名

② 会員数 420 会員（平成 29 年 2 月現在）

③ 事業概要

平成 28 年度は、「魅力ある観光素材の提供と商品化の促進」、「インターネットを活用した情報発信」、「温かいおもてなしの推進」を重点事項として様々な事業に取り組んでいる。

具体的には、「魅力ある観光素材の提供と商品化の促進」としては、専門家のノウハウを活用し、観光資源を発掘・磨き上げ、旅行会社が販売しやすい商品としてパッケージ化するほか、旅行会社への訪問や視察招致、商談会の開催等を通じ、岡山への旅行商品の造成を働きかけている。

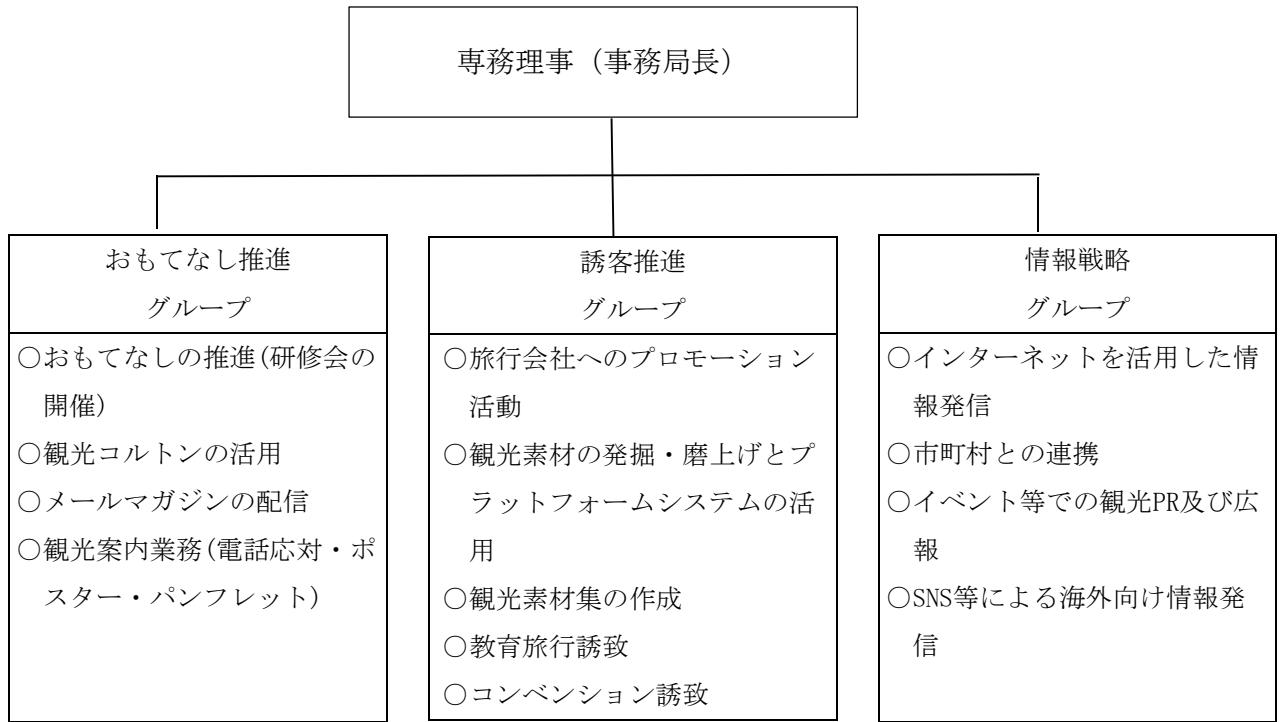
特に、観光客のニーズが、「体験」や「学習」「ふれあい」などを求めるものへと変化する中で、そのニーズに応えられる岡山ならではの観光素材（着地型観光素材）を提供するため、市町村、観光協会、民間関係者等と協力し、その充実を図っている。

「インターネットを活用した情報発信」では、岡山県観光総合サイト「おかやま旅ネット」を中心に、フェイスブックも活用し、基本的な観光情報はもちろん、花や紅葉など、季節に応じた観光情報等をタイムリーに発信している。また、増加が見込まれる外国人観光客に対しては、多言語観光サイトや SNS を組み合わせて、国や地域のニーズを踏まえた効果的な情報発信を行っている。

さらに、「温かいおもてなしの推進」として、業界団体と協力して研修会を開催するなど、観光関係者に対するおもてなし意識の向上にも取り組んでいる。

(2) 岡山県観光連盟の組織

実務を担当する事務局の常勤職員は13名で、3つのグループで事業に取り組んでいる。



(3) 岡山県観光連盟の決算

岡山県観光連盟における過去 3 年間に於ける決算の状況は以下のとおりであり、県が観光振興を重点施策としていることから、事業費は年々増加している。

(単位：千円)

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益			
受取会費	28,145	27,055	27,000
事業収益	38,208	46,151	44,575
受取負担金	34,350	58,219	76,679
その他経常収益	8,859	6,596	6,484
経常収益計	109,563	138,022	154,739
経常費用			
事業費	96,675	124,864	145,343
管理費	6,777	7,134	7,000
経常費用計	103,453	131,998	152,343
当期経常増減額	6,110	6,024	2,396
当期経常外増減額	-	△146	-
当期一般正味財産増減額	5,525	5,289	1,847
正味財産期末残高	16,109	21,399	23,246

(注) 上記、平成 27 年度決算額の経常費用の事業費 145,343 千円と、次ページ「(4) 岡山県観光連盟の事業」に掲げる表の、平成 27 年度実績額の事業費合計 144,884 千円との差額 459 千円は減価償却費である。

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

(4) 岡山県観光連盟の事業

監査対象年度となる平成27年度の予算及び実績額は以下のとおりである。

事業名	当初予算額(千円)	実績額(千円)
着地型観光推進事業	34,411	32,761
旅行会社等への訪問活動等を通じた誘客促進事業	14,537	16,488
コンベンション誘致活動推進事業	3,903	3,538
フィルムコミッション活動連携事業	3,619	3,259
広域観光等共同宣伝事業	2,340	2,356
観光イベント出展等宣伝活動事業	2,938	2,324
おもてなし研修事業	871	666
観光ボランティアガイドによる魅力向上事業	650	486
観光事業功労者表彰事業	567	476
誘客受入事業費合計	63,836	62,354

事業名	当初予算額(千円)	実績額(千円)
戦略的情報発信事業	57,192	62,212
観光情報システム運営事業	9,331	9,352
観光情報センター運営事業	6,930	6,953
観光コルトン提出事業	2,006	1,958
おかやま観光特使運営事業	954	841
情報発信事業費合計	76,413	81,316

事業名	当初予算額(千円)	実績額(千円)
「おかやま旅ネット」へのバナー提出事業	939	327
観光コルトン広告事業	1,008	887
収益事業費合計	1,947	1,214

事業費合計	142,196	144,884
-------	---------	---------

第 3 実施した監査手続の概要

1 監査手続の概要

今回の監査に当たって実施した手続の概要は、次のとおりである。

(1) 概要調査

観光に関する全般事項として、県の取組方針（「おかやま生き活き観光アクションプラン」の施策の進め方、目標とする指標、関連団体との連携等）、平成 27 年度観光関連予算の事業別内訳の概要について、担当部署に対する質問及び関連資料の閲覧を実施し、県の現況等を把握した。

(2) 監査対象とする案件の選定

知事部局が所管する平成 27 年度の観光関連予算の中から、個々の事業の金額的重要性を勘案し、予算が 5 百万円以上の 41 事業を監査の対象として選定したが、5 百万円未満の事業についても任意に 4 事業を追加選定した。

具体的な選定の状況は、次のとおりである。

【当初予算】

(単位：千円)

部局名	事項名	細事項名	予算	実績	監査対象事業
総合政策局	公聴広報活動推進費	情報発信推進費	50,227	50,227	○
	部 計		50,227	50,227	
県民生活部	中山間地域等活性化特別事業費	「未来へつなげよう！美作国」事業	3,000	3,000	
	空路利用促進事業費	空路利用促進事業費	120,749	120,732	○
	鉄道施設等整備促進事業費	井原線沿線活性化事業	1,500	1,500	
	部 計		125,249	125,232	
環境文化部	自然との共生推進事業費	瀬戸内海国立公園指定 80 周年記念エコツア-事業費	609	608	
	部 計		609	608	

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

産業労働部	観光事業指導運営費	観光振興指導	500	500	
		観光団体助成	1,854	1,854	○
		旅行業法事業	186	0	
		旅費（旅費システム分）	0	14	
		事項計	2,540	2,367	
	観光支援事業費	岡山県観光連盟助成事業	25,700	25,700	○
		大規模イベント等共催事業	16,950	16,950	○
		旅費（旅費システム分）	0	0	
		事項計	42,650	42,650	
	県産品競争力強化支援事業費	首都圏アンテナショップ事業	122,285	119,185	○
		県産品イメージアップ&ブラッシュアップ事業	7,663	5,132	○
		伝統的工芸品等物産振興事業	2,643	2,325	
		旅費（旅費システム分）	0	1,834	
		事項計	132,591	128,476	
	観光地魅力向上対策事業費	観光立県戦略推進事業	6,773	5,071	○
		広域観光推進事業	23,100	22,762	○
		観光情報PR事業	4,673	4,464	○
		フィルムコミッション事業	2,291	2,122	
		コンベンション誘致推進事業	2,405	2,237	
		観光客動態調査	5,088	4,880	○
		「岡山にかもモン！！」	2,276	2,276	○
		おかやま観光マーケティング事業	9,800	9,659	○
		観光情報発信機能強化事業	22,543	21,077	○
		旅行商品化促進機能強化事業	33,400	33,104	○
		観光宣伝機能強化事業	25,000	24,999	○
		岡山後楽園の魅力創造・発信事業	5,000	5,000	○
		タイアップキャンペーン事業	4,500	4,377	○
		晴れの国おかやま destinations キャンペーン	145,000	145,000	○
旅費（旅費システム分）		0	4,243		
事項計		291,849	291,267		

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

	国際観光推進事業費	国際観光テーマ地区誘客促進事業	1,500	1,500	
		外国人観光客誘致事業	4,754	3,845	
		VJ 地方連携事業	6,506	6,461	○
		アジア総合プロモーション事業	69,191	57,887	○
		中国個人観光客誘致促進事業	920	826	
		西日本広域連携事業	4,542	3,672	
		旅費（旅費システム分）	0	991	
		事項計	87,413	75,180	
部 計		557,043	539,940		
土木部	岡山後楽園魅力向上事業費	特別名勝保存整備事業費	11,303	9,624	○
		賑わい創出事業	46,039	46,039	○
		園内情報提供システム構築事業	6,370	6,370	○
		タンチョウ放鳥事業	659	659	
		事項計	64,371	62,692	
	地方特定道路整備事業費	道路（道路整備課）	25,990	0	○
部 計		90,361	62,692		
総 計		823,489	778,699		

【平成26年度2月補正予算 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）】

（単位：千円）

部局名	事業名	予 算	実 績	監査対象 事業
総合政 策局	首都圏情報発信力強化事業（「晴れの国おかやま」情報発信力強化事業）	15,253	23,056	○
	部 計	15,253	23,056	
県民生 活部	Welcome OKAYAMA 地域を満喫！ 地元一押し情報発信事業（国際課分）	4,320	7,874	
	国際線開設予定地へのPR事業	0	19,959	
	部 計	4,320	27,833	
環境文 化部	自然公園ルネサンス事業	10,780	8,303	○
	部 計	10,780	8,303	
産業労 働部	首都圏向け知名度向上強化事業	15,741	19,585	○
	関西地域等向け知名度向上強化事業	11,405	21,564	○
	県産品情報管理システム構築事業	26,091	13,602	○
	アジア総合プロモーション（アジア地域での認知度向上とプロモーション活動の拡大・強化）	32,215	35,290	○

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

	観光案内板管理	26,767	10,879	○
	部 計	112,219	100,920	
土木部	岡山後楽園の新たな魅力向上事業（入園者のおもてなし向上事業等）	12,961	19,986	○
	岡山後楽園の新たな魅力向上事業（Wi-Fi 環境整備）	6,015	5,725	○
	岡山後楽園の新たな魅力向上事業（特別名勝の保存整備事業）	13,237	11,849	○
	爽快！岡山満喫サイクリングロード事業（ライン標示等）	5,190	891	○
	爽快！岡山満喫サイクリングロード事業（推奨ルート選定等）	12,782	11,500	○
	蒜山高原自転車道による観光支援事業	13,203	12,414	○
	外国人にもわかりやすい観光地案内看板改善事業	8,000	8,000	○
	部 計	71,388	70,365	
教育委員会	岡山後楽園の新たな魅力向上事業	15,300	18,240	○
	文化財環境整備事業	13,000	12,023	○
	高校生地域発掘「観光コンテスト」	5,000	4,917	○
	部 計	33,300	35,180	
総 計		247,260	265,657	

【平成26年2月補正予算 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）】

（単位：千円）

部局名	事業名	予 算	実 績	監査対象 事業
県民生活部	「いっぺんこられ～岡山空ぼん」空路利用拡大事業	193,704	273,462	○
	岡山空港インバウンド受入拡大事業	85,301	23,806	○
	部 計	279,005	297,268	
産業労働部	ふるさと旅行券「晴れらんまん おかやまの旅」発行事業	826,647	739,616	○
	部 計	826,647	739,616	
総 計		1,105,652	1,036,884	
総合計		2,176,401	2,081,241	

(3) 個別事項に関する調査

監査対象としたすべての事業について、関係者への質問、関係書類・帳簿書類等の閲覧・突合、また、必要に応じて現地調査の実施等を通じてその実態を調査・検討を行った。現地調査の対象とした事業場等は、岡山県東京事務所、とっとり・おかやま新橋館（首都圏アンテナショップ）及び岡山県観光連盟である。

第4 監査結果

本章では、「第3 実施した監査手続の概要」で記載した手続を実施した結果、本報告書で取り上げることとした指摘事項及び意見の詳細について述べる。

なお、「指摘事項」とは観光及びこれに関連する事業に係る財務に関する事務の執行について「法令・条例等に違反又は不当と判断したもの」及び「3E（有効性・効率性・経済性）の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるもの」であり、「意見」とは「指摘事項」には該当しないが、「組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの」及び「その他改善が望ましいもの」をいう。

監査の指摘事項及び意見の項目及びそれぞれの件数は、次のとおりである。

項目	指摘事項	意見	計
I 観光事業（個別事業）について			
1 空路利用促進事業	0	4	4
2 首都圏アンテナショップ事業	1	3	4
3 観光客動態調査	0	1	1
4 晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン	0	2	2
5 賑わい創出事業	0	2	2
6 爽快！岡山満喫サイクリングロード事業（推奨ルート選定等）	0	1	1
7 岡山空港インバウンド受入拡大事業	0	2	2
8 ふるさと旅行券「晴れらんまん おかやまの旅」発行事業	0	4	4
9 岡山県観光連盟	1	5	6
II 観光事業（全体）について			
1 二次交通	0	3	3
2 広域連携	0	2	2
3 市町村連携	0	1	1
4 教育旅行	0	1	1
5 岡山後楽園	0	1	1
合計	2	32	34

I 観光事業（個別事業）について

1 空路利用促進事業

(1) 事業概要

事業名	空路利用促進事業
プログラム	観光振興プログラム
施策の別	重点施策
事業費実績	120,732 千円
所管部署	県民生活部航空企画推進課
事業の概要	主として、空路利用を促進する会（以下、「空路会」という。）への負担金支出を通して、岡山空港の利用促進を図るために各種広報活動や時刻表の発行、航空会社や関係機関への働きかけ、各種助成制度などを実施する事業である。

ア 空路利用を促進する会

空路会は、昭和 63 年の岡山空港開港を機に、利用の促進と同時に、増便や便利の良いダイヤの確保など、利用者が利用し易いようなサービスの改善が実現するよう、関係方面に対し、積極的な働きかけを行うための推進母体として、昭和 60 年に設立された団体である。

イ 空路会の組織構造、運営

「空路利用を促進する会」規約、「空路利用を促進する会事務処理等規則」によると、空路会の組織構造、運営は、以下のとおりである。

項目	内容
会員	法人会員及び個人会員により組織、年会費 5 千円
役員	会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、監事 2 名
会議	総会及び理事会、出席者の過半数で決する

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

会計年度	4月1日から3月31日まで
事務局組織	事務局長、事務局次長、書記
事業実施の決裁	必要に応じて事務局長と協議したうえで事務局次長が行う
経理事務の決裁	必要書類を確認したうえで事務局次長が行う

ウ 平成26年度及び平成27年度決算書、実施事業

空路会の平成26年度及び平成27年度決算書、実施事業は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目		平成26年度	平成27年度	増減	
収入	会費	1,040	1,030	△ 10	
	負担金収入 (うち、県負担額)	85,666 (74,887)	117,464 (106,777)	31,798 (31,890)	
	繰越金	14,616	8,804	△ 5,812	
	諸収入	1,747	1,948	201	
	計	103,068	129,245	26,177	
支出	管理費	2,368	2,671	303	
	事業費	(ア) 国際路線利用促進事業	27,099	22,538	△ 4,561
		(イ) 国際定期路線維持・復活緊急対策事業	-	57,157	57,157
		(ウ) 送客支援事業	4,373	5,964	1,592
		(エ) 時刻表等情報発信事業	7,071	6,345	△ 726
		(オ) 新聞・雑誌等広告事業	10,263	9,355	△ 909
		(カ) 利用促進キャンペーン事業	22,586	13,605	△ 8,981
	(キ) 新規路線等利用促進事業	20,505	-	△ 20,505	
計	91,896	114,963	23,067		
計	94,264	117,634	23,369		
差引	8,804	11,611	2,808		

(ア) 国際路線利用促進事業 (国内外の旅行社への集客支援等)

- ・ 国際線インバウンド利用拡大助成
- ・ 国際線アウトバウンド利用拡大助成
- ・ 就航地での岡山 PR 等

- (イ) 国際定期路線維持・復活緊急対策事業（航空会社の運航経費の一部支援等）
 - ・ 定期便の復活、開設につながるチャーター便支援
 - ・ 既存路線の安定運航と拡充に向けた支援
 - ・ 「My エアポートおかやま」利用促進運動の展開

- (ウ) 送客支援事業（県内外からの送客支援）
 - ・ 修学旅行送客助成
 - ・ 近隣県等送客助成

- (エ) 時刻表等情報発信事業（時刻表やホームページによる情報発信）
 - ・ 時刻表作成
 - ・ 岡山空港ホームページ運営

- (オ) 新聞・雑誌等広告事業（新聞や雑誌等による情報発信）
 - ・ 新聞・雑誌等掲載
 - ・ 定期路線就航先等情報発信助成

- (カ) 利用促進キャンペーン事業（イベント開催、PR グッズ作成等）

- (キ) 新規路線等利用促進事業（台北線の定着促進や航空会社が行う販促支援）
 - ・ 台北線の定着促進助成など国際線の安定運航に係る特別対策
 - ・ 国際チャーター便送客助成

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

(2) 意見

ア 目標値との乖離分析の実施

この事業の目標指標は、「おかやま生き活き観光アクションプラン」の指標上、「岡山空港に運航する国際定期便の週当たり便数を25便にすること」にある。平成28年12月現在における目標値と実績値の状況は、以下のとおりである。

(単位：便/週)

年度 (目標)	ソウル	上海	台北	香港	グアム	合計実績
平成25年度	7	7	2	-	2	18
平成26年度 (20)	7	7	-	-	-	14
平成27年度 (22)	6	7	-	7	-	20
平成28年度 (25)	7	7	3	2	-	19

(平成28年度は、平成28年12月現在)

また、各年度の搭乗者数及び搭乗率は以下のとおりである。

搭乗者数 (人)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (上期)
国内	東京	1,018,020	1,040,466	1,072,052	534,265
	札幌	70,878	70,132	73,593	40,151
	沖縄	103,726	86,469	89,554	46,936
	小計	1,192,624	1,197,067	1,235,199	621,352
国際	ソウル	87,598	86,815	85,291	38,196
	上海	51,874	44,710	51,329	27,389
	台北	21,220	12,662	6,361	10,259
	香港	-	-	806	25,906
	グアム	15,756	13,289	-	-
小計	176,448	157,476	143,787	101,750	
定期路線合計		1,369,072	1,354,543	1,378,986	723,102
チャーター便		6,452	7,266	9,327	2,270
合計		1,375,524	1,361,809	1,388,313	725,372

搭乗率 (%)		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (上期)
国内	東京	60.2	56.4	59.3	70.0
	札幌	72.1	68.3	70.7	77.0
	沖縄	70.6	82.6	84.6	88.9
	小計	61.6	58.3	61.2	71.5
国際	ソウル	70.3	64.9	72.2	69.1
	上海	50.8	52.3	58.2	65.8
	台北	77.6	69.4	78.6	83.8
	香港	-	-	57.9	59.9
	グアム	60.4	63.5	-	-
	小計	63.0	60.9	66.6	66.7
チャーター便		81.4	82.2	83.6	89.2
合計		61.8	58.7	61.8	70.9

県の施策等により、搭乗者数の増加等を含め一定の成果を収めているものの、国際定期便の週当たり便数については目標達成には至っていない。目標達成に至らない原因の明確化のためには、個々の施策を具体的に検証し、施策の見直しを含めた検討を行うことが望ましい。

イ 観光戦略を考慮した施策の検討

この事業は、岡山空港に運航する国際定期便の週当たり便数を増加させることを目標としていることから、岡山空港イン・アウトを重視した施策となっている。

しかし、観光戦略という意味では、例えば、他の空港を利用した外国人旅行者をいかにして県内に誘致するかといった取り組みなども有効であることから、必ずしも岡山空港イン・アウトにこだわらない施策についても検討されたい。

ウ 空路会の今後の体制の検討

平成 27 年度における空路会の収入は 129,244 千円であり、そのうち県の負担額は 106,777 千円となっている。また、平成 28 年度予算は、国際定期路線開設事業（新規路線の運航経費の一部支援等）202,250 千円が措置されていることもあり、収入は 312,410 千円、そのうち県の負担額は 288,177 千円となり、大幅に増加している。

空路会における事務処理は、一定の透明性が確保できる体制が整えられていると考え

られるものの、新規路線の誘致が実施される等、多額の金銭を扱う蓋然性が高いことから、県において直接執行することをも視野に入れながら、さらなる透明性の確保とエアポートセールスとの両立を検討されたい。

(単位：千円)

項目	平成 27 年度実績	平成 28 年度予算	増減
収入	129,244	312,410	183,166
(うち、県負担額)	(106,777)	(288,177)	(181,400)
費用	117,633	312,410	194,777
繰越額	11,611	0	△11,611

エ 未回収会費の徴収実施

空路会は、法人会員及び個人会員により組織されており、会員から年会費 5 千円を徴収している。しかし、過去 3 年間に於いて、以下の未回収会費が発生している。

空路会の財源の大部分を県が負担している以上、公平・公正の観点から、適切に徴収することが望ましい。

年度	件数	金額 (千円)
平成 25 年度	16	80
平成 26 年度	16	80
平成 27 年度	18	90

2 首都圏アンテナショップ事業

(1) 事業概要

事業名	首都圏アンテナショップ事業
プログラム	情報発信力強化プログラム
施策の別	推進施策
事業費実績	119,185 千円
所管部署	産業労働部産業企画課マーケティング推進室
事業の概要	首都圏における県産品の販路拡大を図るとともに、観光・移住等に関する総合的な情報発信の拠点としての鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」を活用し、首都圏における認知度向上のための効果的な物産・観光 PR を行う事業である。

ア 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」

平成 26 年 9 月に、鳥取県との共同アンテナショップを出店している。共同アンテナショップを出店した主な理由は、以下のとおりである。

- ・ 多くの都道府県が単独でアンテナショップを展開する中、共同出店ということにより大きな売場面積と豊富な品揃えが可能となる
- ・ 以前から観光振興等をはじめとして連携して取り組んでいる隣県同士ということもあり、ショップ自体の魅力発信、観光誘客やイベント実施など様々な相乗効果が期待できる

また、業務内容と運営方法等は、以下のとおりである。

業務内容	運営方法等
(ア) 物販店舗・軽飲食店舗運営	A 社へ業務委託
(イ) 観光・移住コーナーの運営	岡山県（職員 2 名、嘱託 2 名）
(ウ) 催事スペースの運営管理	鳥取県（職員 2 名、嘱託 2 名）
(エ) ビジネスセンターの運営管理	

(7) 物販店舗・軽飲食店舗運営

a 運營業務委託

アンテナショップの1階は、両県の優れた食材・食品その他の特産品の個性・魅力を展示・紹介・販売する物販店舗（営業時間：10時～21時）、2階は両県の地酒や県産食材・食品で作った飲食物を提供する軽飲食店舗（同：11時～22時）となっている。

これらについては、A社と運營業務委託契約書を締結し、その運営を委託している。

項目	主な内容
委託期間	契約の締結日から平成29年3月31日までであるが、両県が認めるときは、平成31年3月31日まで延長する。
委託業務に伴う収入	A社に帰属する。
A社の支払	毎月の売上高の一定割合を両県に納付金として支払う。
業務報告書の提出	来店者数、レジ通過者数、県別・商品別の売上高、その他両県が指定する事項を、毎月両県に報告する。
費用負担等	委託業務に必要な物品の備付け、要員配置、商品仕入れ、売上・在庫管理及び安全・衛生管理に要する経費は、A社が負担する。

b 物販店舗への出品に関する主な要件等

・ 申込者に対する要件

岡山県内に本社又は主たる事業所を有し、取扱商品にかかる製造・加工または販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人が申込みことができる。

・ 商品に対する要件

分類	主な要件
生鮮品等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県内で生産・収穫されたもので、県産品をPRする場にふさわしい高品質なものであること
加工食品、非食品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において製造または加工の最終段階が行われていること ・ 当該商品において重要な部分を占める原材料が県産であること ・ 上記以外で、県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると県が

	認めたもの
全区分共通	関係法令等に違反していないこと ✓ 品質・衛生管理が適正に行われていること ✓ 内容やパッケージデザインが県やアンテナショップのイメージを損なうものでないこと

・ 取引条件

生鮮品および加工食品は買取り、非食品は委託販売を基本とするが、掛率や納品数量などの具体的な取引条件は、運営事業者であるA社と出品者の個別交渉により決定する。

・ 出品手続

出品希望者は、インターネットを利用し、県産品情報管理システムから「エントリーシート」を提出する。県による審査後、運営事業者であるA社が店舗での商品取扱いの可否を決定する。

なお、県産品情報管理システムから、商品エントリーの状況、取扱商品の売上傾向（POSデータ）、アンテナショップのお客様や販売員の声等が確認できるようになっている。

(イ) 観光・移住コーナーの運営

岡山県の観光や移住等に関する説明・案内や情報提供、相談対応等を行うため、アンテナショップ内に観光・移住コーナーを設置している。相談時間は10時～18時であり、主として専門相談員2名（嘱託）により運営されている。

また、利用実績は以下のとおりである。

相談区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
観光	198件	403件	259件	860件
移住・定住	57件	77件	45件	179件
合計	255件	480件	304件	1,039件
開館日	181日	362日	182日	725日
1日あたり	1.4件	1.3件	1.7件	1.4件

平成 29 年 3 月 24 日 岡山県公報 第 11874 号

(注) 平成 26 年度の対象期間は、平成 26 年 9 月 28 日～平成 27 年 3 月 31 日、平成 28 年度の対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日である。

(ウ) 催事スペースの運営管理

物販や PR イベント、説明会等に利用できる、約 88 m²の多目的スペースであり、利用料金は以下のとおりである。

区分 (時間帯)	県内者・非営利	県内者・営利	県外者・非営利	県外者・営利
10～13 時	2,400 円	4,800 円	24,000 円	48,000 円
13～17 時	3,200 円	6,400 円	32,000 円	64,000 円
17～20 時	3,000 円	6,000 円	30,000 円	60,000 円
全日 (10～20 時)	6,400 円	12,800 円	64,000 円	128,000 円
延長 1 時間につき	800 円	1,600 円	8,000 円	16,000 円

また、利用実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合計
岡山県	53 日	118 日	65 日	236 日
鳥取県	41 日	77 日	46 日	164 日
共催等	18 日	46 日	20 日	84 日
合計	112 日	241 日	131 日	484 日
開館日	181 日	362 日	182 日	725 日
利用率	61.9%	66.6%	72.0%	66.8%

(注) 平成 26 年度の対象期間は、平成 26 年 9 月 28 日～平成 27 年 3 月 31 日、平成 28 年度の対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日である。

(エ) ビジネスセンターの運営管理

首都圏での活動拠点として利用できる、1 坪 (3.3 m²) のレンタルブースである。1 時間単位での短期利用から最長 3 年の長期利用まで可能であり、センター内に共用の商談室やコピー機等もある。

区分	利用期間	利用料金
長期利用	1～36 ヶ月	64,800 円/1 ヶ月
短期利用	1 時間～1 ヶ月未満	432 円/1 時間、3,240 円/日

また、岡山県、鳥取県それぞれ 8 ブース利用可能であり (合計 16 ブース)、岡山県の長期利用は、平成 28 年 3 月 31 日現在 8 ブース、平成 28 年 4 月 20 日以降 6 ブースとなっている。

イ 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会

アンテナショップの管理・運營業務を円滑適正に行うため、「鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定」により、両県の職員により構成する鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会 (以下、「運営協議会」という。) を設置している。

項目	内容
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンテナショップ全体の管理に関する事業 ・ アンテナショップ内の各施設間の調整に関する事業 ・ アンテナショップ内に設置する催事スペース、観光・移住コーナー及びビジネスセンターの運営に関する事業 ・ その他アンテナショップの管理・運営を円滑・適正に行うため必要とされる事業
経費	両県が 2 分の 1 ずつ負担することを原則とする。
平成 28 年度 人員構成	理事 6 名 (岡山県 3 名、鳥取県 3 名)、事務局 4 名 (岡山県 2 名、鳥取県 2 名)、監事 2 名 (岡山県 1 名、鳥取県 1 名)

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

また、平成26年度及び平成27年度の運営協議会の決算書は以下のとおりである。

なお、鳥取県・岡山県共同アンテナショップは、平成26年9月28日にオープンしているため、平成27年度より少額となっている。

(単位：千円)

項目		平成26年度	平成27年度	備考	
収入	岡山県負担金	9,470	17,313		
	鳥取県負担金	9,468	17,313		
	A社負担金(光熱水費等)	4,144	8,576	(※1)	
	その他	138	274		
計		23,220	43,476		
支出	管理運営費	需用費	9,599	12,716	(※2)
		役務費	958	4,739	
		使用料及び賃借料	2,084	3,262	
		備品購入費	3,083	96	
		委託料	2,342	567	
		負担金補助及び交付金	-	50	
	計		18,066	21,430	
	情報発信費	旅費	91	-	
		需用費	878	2,852	
		役務費	965	522	
		報償費	18	-	
		使用料及び賃借料	154	876	
		委託料	1,488	16,622	(※3)
	計		3,624	20,908	
計		21,691	42,338		
差引		1,529	1,138		

(※1) 光熱水費等の一部を、運営事業者(A社)が負担している。

(※2) 主として、光熱水費等である。

(※3) 主として、1周年記念イベント企画運營業務委託、ホームページリニューアル業務委託等である。

(2) 指摘事項

ア 証憑保管の徹底

平成28年2月～3月に実施した「福・福・福キャンペーン」では、アンテナショップ利用者に対して、抽選で、総額600千円相当の景品を配布している。

当該景品の購入に際しては、一旦、プレミアム商品券500千円分を購入したうえで、その商品券を用いて景品を購入している。これは、プレミアム商品券は1冊5千円であるが、アンテナショップで6千円分の商品購入が可能となるため、より多くの景品を購入するために実施したものである。

しかし、この購入に対して、プレミアム商品券500千円分を購入した領収書は保管されていたが、プレミアム商品券で購入した景品は、景品購入先の売上データ等によりその購入の事実は確認できたものの、領収書が保管されていなかった。

領収書などの取引の証拠となる証憑書類は、経理処理を立証する証拠資料としてだけでなく、ガバナンスや経営管理の効率を高めるために、日頃から整理保存しておく必要があり、商品券を使用した取引であっても証憑の保管を徹底すべきである。

(3) 意見

ア 委託先選定条件の精査

委託料のうち、以下の委託業務については、プロポーザル方式により業者選定を行っている。しかし、選定審査で考慮する項目に見積金額が含まれていなかった。

いずれも委託限度額に近い金額で選定されており、経済性の観点から、見積金額も考慮することを検討することが望ましい。

(単位：千円)

委託業務	限度額	委託額
1周年記念イベント企画運營業務委託	10,000	9,990
ホームページリニューアル業務委託	3,000	2,995

イ 入館者数の増加のための継続的取組の実施

アンテナショップの主たる目的は、物産・観光 PR であるため、アンテナショップに足を運んでもらうことが重要な要素であり、入館者数とその効果の指標と考えられる。

平成 26 年度及び平成 27 年度の入館者数は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度
入館者数（人）	279,157	492,611

（注）平成 26 年度は、平成 26 年 9 月 28 日～平成 27 年 3 月 31 日である。

入館者数を増やすことが、物産・観光 PR の推進につながる重要な要素になると考えられることから、当該指標等を向上させる、さらなる施策の検討を行うことが望ましい。

（単位：店数）

年間入館者数	平成 25 年度	平成 26 年度
10 万人未満	19	14
10 万人以上 20 万人未満	8	8
20 万人以上 50 万人未満	10	11
50 万人以上 70 万人未満	7	5
70 万人以上 100 万人未満	0	1
100 万人以上	4	4
未回答	4	12
合計	52	55

引用：一般財団法人地域活性化センター「自治体アンテナショップ実態調査報告」

なお、とっとり・おかやま新橋館は平成 26 年 9 月に設置していることから、平成 26 年度年度通期の入館者数実績がない。従って、平成 27 年度入館者数実績が 49 万人であることから、20 万人以上 50 万人未満に位置するものとしている。

ウ アンテナショップ運営体制の見直し

アンテナショップは、首都圏における認知度向上のための効果的な物産・観光 PR を行う非常に重要な拠点となっている。実際、平成 28 年 9 月に、累計入館者数 100 万人を達成し、その効果は着実に上がっていると考えられる。

一方で、アンテナショップは、原則として 12 月 31 日から 1 月 3 日を除き、毎日 10 時から 22 時まで営業（県職員の通常勤務時間は 9 時 45 分から 18 時 30 分）しており、

様々な調整業務が発生することから、運営に係る業務負担は大きなものと思われる。

観光・移住コーナーの運営、催事スペースの運営管理等の業務に対して、県職員2名、嘱託職員2名で対応しているが、特に現場で中心的な役割を担う県職員には、相当の負担がかかっている状況にある。また、首都圏における認知度向上を行う等、アンテナショップが行っている業務の重要性に鑑みれば、現在の早出遅出勤務による状況に加え、効率的な運営方法の検討や体制の充実など現状の運営体制の更なる見直しについて、検討、対応することが望ましい。

3 観光客動態調査

(1) 事業概要

事業名	観光客動態調査
プログラム	観光振興プログラム
施策の別	-
事業費実績	4,880 千円
所管部署	産業労働部観光課
事業の概要	岡山県の観光施設に来訪した観光客に国土交通省観光庁の定める「観光入込客統計に関する共通基準要領」に基づくパラメーター調査及び岡山県に来訪した「きっかけ」、「満足度」について調査を行い、観光客の動向を調査する事業である。

(2) 意見

ア 調査データの効果的活用

この事業は、県が平成 28 年 8 月に発行した「観光客・その流れと傾向 - 平成 27 年岡山県観光客動態調査報告書 -」作成の前提となるパラメーター等の調査を行うものであり、当該調査自体は、外部委託により行われている。

外部委託により実施された調査項目は以下のとおりであり、報告書において活用されていない調査項目が含まれている。

当該調査データは、観光施設 10 箇所調査員が実地にて調査した有用なデータであることから、観光施設ごとの詳細な分析等に活用することが望ましい。

調査項目	報告書での活用	活用の方向性
居住地	○	
日帰り、宿泊（宿泊数、宿泊施設数等）	○	
目的	○	
人数、同行者構成	○	

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

観光地の訪問回数	×	観光施設の認知度分析等
県の訪問回数	×	県の認知度分析等
交通機関、県以外の立ち寄り都道府県	△（県以外の立ち寄り都道府県データが活用されていない）	広域連携への活用等
旅行費用（交通費、宿泊費、土産代、飲食費、入場料等）	△（支出内訳データが活用されていない）	支出内訳ごとに詳細な分析の実施等
来訪した「きっかけ」	○	
旅行の満足度	×	観光施設ごとの満足度分析、満足度を高めるためのフィードバック等

4 晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン

(1) 事業概要

事業名	晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン
プログラム	観光振興プログラム
施策の別	重点施策・推進施策
事業費実績	149,000 千円
所管部署	産業労働部 観光課
事業の概要	<p>晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン（以下、「デスティネーションキャンペーン」という。）は、JR グループと岡山県、観光事業者が連携して行う大型観光キャンペーンであり、キャンペーン期間中は、全国から多くの旅行者に岡山県を訪れてもらうため、県、観光関係団体等と JR グループは全国に向けて PR や特別企画を実施するほか、旅行会社に対し全国各地から岡山県への魅力的な旅行プランの造成を働きかける事業である。</p> <p>平成 27 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日にプレキャンペーンが実施され、平成 28 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日に本キャンペーンが実施されている。平成 27 年度予算はプレキャンペーン実施費用及び本キャンペーン実施準備のための費用が含まれている。</p> <p>なお、「デスティネーションキャンペーン」の実施にあたり、観光誘客の拡大と受入体制の整備を推進し、もって岡山観光の認知度の向上と地域産業の活性化を促進することを目的として設置された晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン協議会（以下、「協議会」という。）が実施主体として、事業を実施し、県は当該事業実施のために、協議会へ負担金を支出している。</p>

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

この事業の収支実績は、以下のとおりである。

<収入の部>

(単位：千円)

事業名	決算額	備考
1 負担金	154,290	
(1)岡山県負担金	149,000	岡山県より
(2)全国宣伝販売促進会議参加者負担金	5,290	会議参加者より
2 雑収入	365	
(1)受取利息	7	
(2)広告収入	300	ガイドブック広告収入
(3)その他	58	ワークショップ収入
4 前回繰越金	279	
合計	154,935	

<支出の部>

(単位：千円)

事業名	決算額	備考
1 誘客促進事業	48,218	
(1)全国宣伝販売促進会議	48,218	全国の旅行会社等への説明会、現地視察
2 観光宣伝活動事業	18,948	
(1)宣伝活動	5,492	主要都市での観光展等の開催
(2)広報宣伝活動	7,423	新聞、雑誌等での広報宣伝
(3)記者等招請	999	プレスツアー、旅行作家等の取材協力
(4)オープニングイベント	5,032	プレキャンペーン・オープニングイベント
3 観光宣伝資材作成事業	57,516	
(1)ガイドブック等作成	35,736	キャンペーンガイドブック作成・発送
(2)ポスター作成	3,685	5連ポスター作成
(3)PRグッズの作成	5,512	のぼり、法被、PR用グッズ等作成
(4)情報関連素材の作成	12,581	観光PR動画、写真素材制作費等
4 受入対策事業	27,461	
(1)イベントの企画等	8,423	プレキャンペーンイベント、キャンペーンイベント
(2)環境整備・おもてなし	19,037	地域イベント・二次交通整備の支援、おもてなし事業
5 旅行商品化促進事業	1,580	
(1)旅行商品の造成支援	1,580	旅行商品パンフレットへの掲載支援等
6 企画総務	722	
(1)会議費運営費	722	会議費、運営費等
次期繰越	488	平成28年度事業へ繰越
合計	154,935	

(2) 意見

ア 委託業者選定方法の精緻化

この事業のキャンペーンガイドブックの作製については、事業者を公募し、コンペ方式により企画案が採用されたが、その結果採用された業者と当初 20,952 千円で契約された後、約 4,000 千円を追加した 25,272 千円に変更契約がされている。

変更の理由は、事業者が作製してきたデザインや旅行者のターゲット層について、協議会が想定していたものと異なっていたこと等から、デスティネーションキャンペーンの素材集やプレガイドブック等を作成した別の業者が協力することとなり、変更契約が行われたものである。

この委託業務のコンペ実施要領には、「コンペに参加できる者は、ガイドブック制作委託業務仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な経費執行体制を有すること及び事務局の指示に的確に対応できることを条件とする。」とされており、特記事項には、「提案内容やデザインは、双方で協議の上、変更することがある。」との項目も盛り込まれている。

当委託業者の斬新な企画提案が評価され、採用されたものであるが、このような事態を余儀なくされた原因は、委託業者のこれまでの実績を鑑みて判断していたとはいえ、能力を見極められなかったこと、また、当初の予定価格 21,000 千円が少なかったことも要因の一つと考えられるとのことである。

今回のコンペでは、予定価格を提示して実施されたが、予定価格は、前回のデスティネーションキャンペーンの際のガイドブックの作成を委託した印刷業者からのヒアリングにより設定したものであり、デザイン料の見込みが甘かったとも考えられる。

予定価格を見積書等の入手により設定する場合は、可能な限り複数業者から入手し、その内訳等も考慮して設定すべきと考えるが、予定価格の設定方法が適切であったとはいえない状況である。また、結果として、デザインの修正のために、選定した委託業者との再三の打ち合わせや、最終的にはデザイン面での協力業者への依頼など、金額コストが増加しただけでなく、事務コストも相当量増加し、非効率な業務執行となった。

今後の予定価格の設定においては、予定価格の重要性を再認識し、設定されたい。

イ アンケートの入手及び効果的な活用

この事業では、平成 27 年度のプレキャンペーン及び平成 28 年度の本キャンペーンの両方において、JR を利用して岡山県に訪れた旅行者に対し、JR と共同でレンタカーの割引企画を実施した。

その利用状況は次のとおりである。

- ・プレキャンペーン（平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）
：晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン推進協議会及び JR とともに 1,000 円を負担（合計 2,000 円の割引）
利用台数：99 台
- ・本キャンペーン（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）
：晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン推進協議会 1,000 円、JR2,000 円を負担（合計 3,000 円の割引）
利用台数：413 台（※）
（※）平成 28 年度予算より支出

この事業では各種企画を行っているが、例えば、日本酒呑み比べセットの企画では、これを注文した旅行者を対象に備前玉（注）のプレゼントと引き換えにアンケートを記入してもらうなど、県の今後の観光施策に役立てる目的で、企画を利用した旅行者のアンケートを入手しているが、このレンタカーの割引企画では、利用者からのアンケートは入手していなかった。

協議会によると、当企画は旅行会社における旅行商品販売とセットでのレンタカー提供のため、レンタカー会社の窓口でのアンケートの配布や回収が困難であることから入手を断念したということであった。

しかし、後述のとおり、県の観光において県外旅行者にとっての二次交通が課題であることを鑑みると、当課題に直面している県外旅行者の意見を直接聞くことができる機会は得たいところである。また、利用者には割引という特典を与えていることから、通常のアンケートよりもアンケートへの協力を得やすいと考えられる。当該企画を利用した旅行者へ直接アンケートを配布することは上記の理由から困難かもしれないが、企画の利用者に限定せず、レンタカー会社にアンケート配布を依頼することは可能であろう。

また、同時に実施された「晴れの国レンタカークーポン」の企画は、レンタカーをレンタルした旅行者が各種対象店舗の割引を受けられるものであるが、これについては、対象店舗にて当該割引を受けた旅行者向けに直接アンケートを配布できる。

県の観光施策における課題解決に向けて、役立つ情報は創意工夫により積極的に取り入れるようにすることが望ましい。

(注) 備前焼で作られた玉で、遠赤外線効果でご飯やお水がまるやかにおいしくなると言われている。

5 賑わい創出事業

(1) 事業概要

事業名	賑わい創出事業
プログラム	観光振興プログラム
施策の別	重点施策
事業費実績	46,039 千円
所管部署	土木部都市計画課
事業の概要	後楽園魅力向上委員会が行っている事業の県の負担金部分である。 同委員会は岡山後楽園を拠点とする新しい文化の創造を目指した「後楽園魅力づくり事業」を実施することを目的に設置された組織であり、岡山後楽園の歴史的・文化的価値を継承し、新世紀における岡山後楽園の新たな文化を創造する事業を行っている。

この事業は、3つの事業（幻想庭園、和のおもてなし、旬彩市場）から成っているが、事業費としては8割以上が幻想庭園の開催費となっている。

幻想庭園は、岡山後楽園の園内が、照明等でライトアップされ、幻想的な風景を醸成している。開園時間も通常よりも延長されており、近年では、岡山城のライトアップと同時に開催され、また、岡山城と岡山後楽園を結ぶ月見橋もライトアップされている。庭園でのビアガーデンやBAR、ステージイベントが催されたり、夏には浴衣や着物で入園すると入園料が無料になったりするなど、幻想庭園自体の楽しみ方も様々な形で提案されている。

和のおもてなしは、冬や春に行われる和のものづくり体験等のイベントである。

旬彩市場は、岡山の旬を彩る逸品やご当地フードなど、岡山自慢が集まる市場のようなもので、月に1回程度の開催としている。

平成29年3月24日 岡山県公報 第11874号

幻想庭園の平成27年度の入園者数は91,180人と平成26年度と比較しても増加しており、年間入場者（817,260人）の1割以上は、夜間に入園している。

年度	期間	入園者総数		総数のうち夜間入園者数 ()内は平成26年度	
		人数	1日平均	人数	1日平均
平成27年夏	8/1～8/31 (31日間)	117,574	3,793	66,755 (59,892)	2,153
平成27年秋	11/20～11/29 (10日間)	57,989	5,799	24,425 (18,352)	2,443
	合計	175,563	—	91,180 (78,244)	—

(2) 意見

ア 幻想庭園の魅力向上（磨き上げ）の継続的実施

この事業により岡山後楽園の新たな魅力を創出・提供できていることは評価できる。今後は、以下のようなことも検討し、さらに魅力を高めることが望ましい。

- ・ 幻想庭園の知名度をもっと広めていくこと。
- ・ 見どころを伝えるナイトボランティアを土日の休日しか実施しておらず、平日に訪れる観光客に魅力を伝える機会が少ない。
- ・ 茶店等の蛍光灯の光が、現実的であり、幻想庭園の雰囲気を損なっている。
- ・ 茶店等での飲食について、魅力を向上できる余地がある。
- ・ 駐車場の出口渋滞について改善すべきである。

飲食については、後述の岡山後楽園全体での課題と共通であるが、夜間開催であれば、幻想庭園内もしくはその周辺での夕食のイメージ付けが出来れば、幻想庭園の魅力はさらに高まると考えられる。夏にビアガーデンをするのであれば、継続的に実施し、翌年度は前年度を上回るように努め、魅力を高めていくことを検討されたい。

駐車場については、幻想庭園に魅力を感じても足が遠のく要因になりかねない。自動車で来訪する観光客が多いのが要因であるが、県は実態を把握し、場合によっては臨時駐車場の手配（県庁の駐車場を開放する）等を検討されたい。

イ 幻想庭園の収益性向上

幻想庭園の平成27年度の入園者数は91,180人であり、全員が入園料の最大値である400円を支払ったとしても36,472千円にしかならず、事業費で43,284千円かかっている幻想庭園の経費は賄えていない状態である。

幻想庭園は、いわゆる特別展のようなものであり、その開催による追加的な費用を利用者に負担してもらうことは自然なことであると考え。通常の入園料にその負担額を織り込んだ入園料にすることも検討すべきである。幻想庭園を始めた当初は試験的な試みであったこともあり、通常の入園料に加算するようなことは現状までされてきていないが、幻想庭園も年々魅力を向上しており、そのような議論が行われることは有益なことであると考え。

また、収入以外の面でも幻想庭園の魅力を損なうことなく、現状の支出を削減できないかについて、絶えず検討していくことが望ましい。

これらを実施し、このイベントを魅力的なものとするだけでなく、財政的にも持続可能なイベントとして、これからも発展させていくことが望ましい。

6 爽快！岡山満喫サイクリングロード事業（推奨ルート選定等）

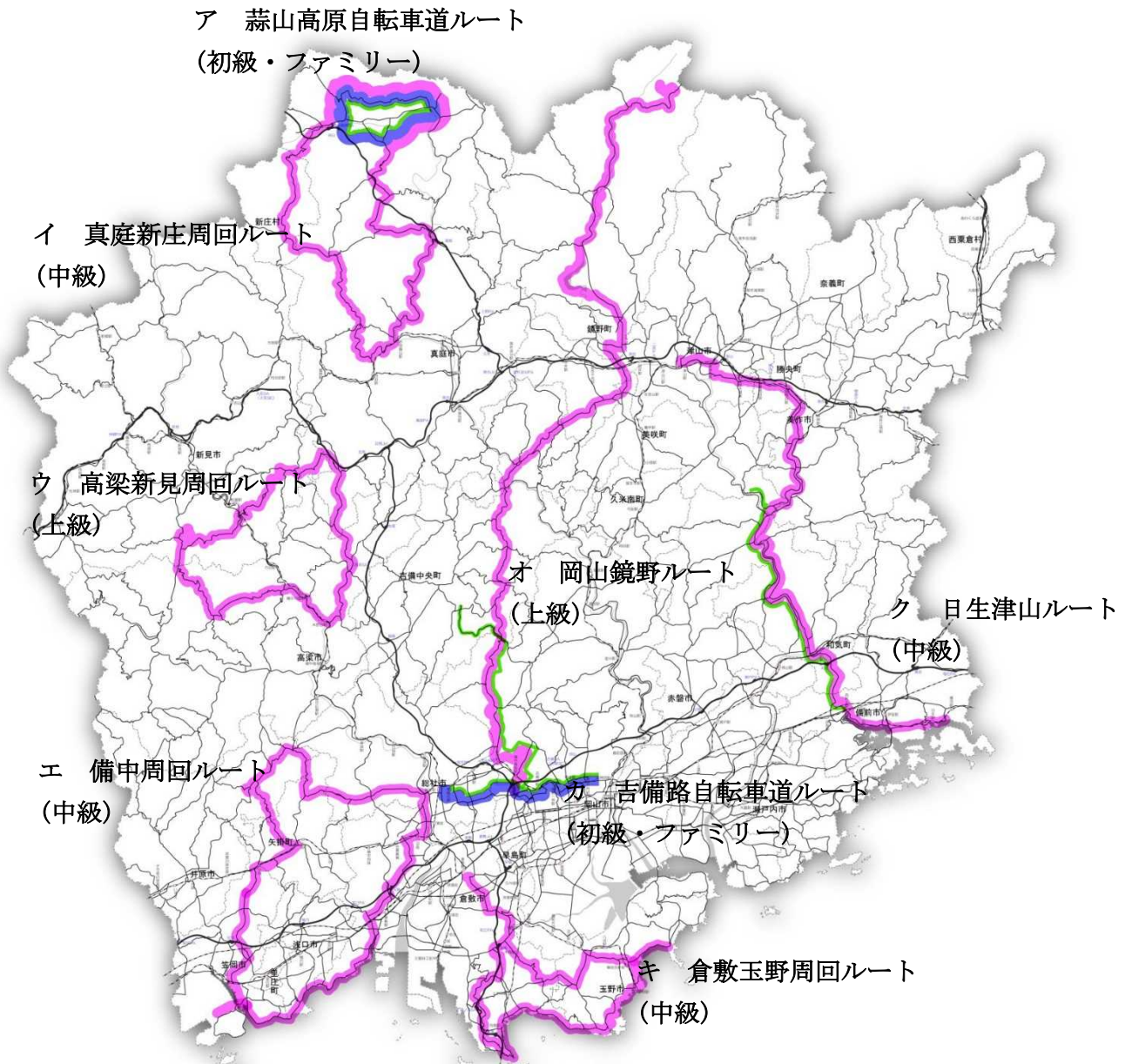
(1) 事業概要

事業名	爽快！岡山満喫サイクリングロード事業（推奨ルート選定等）
プログラム	—
施策の別	—
事業費実績	11,500 千円
所管部署	土木部道路整備課
事業の概要	関係道路管理者や自転車愛好者団体などで構成する協議会を設立し、サイクリング推奨ルートを設定する事業である。

この事業は、自転車による観光振興・地域経済の発展を目的として、既存の4つの大規模自転車道（吉備路自転車道・吉備高原自転車道・蒜山高原自転車道・片鉄ロマン街道）を活用しながら、観光施設・史跡・景勝地・食等を盛り込んだ観光客誘客に繋がるサイクリング推奨ルートの選定を行ったものである。

サイクリング推奨ルートの選定にあたっては、自転車愛好者団体、自転車店などの見識者に対する安全性・走行距離・魅力度等に関する聞き込み調査及び実走調査が行われると共に、県及び市町村の土木・観光の担当部局、自転車愛好者団体などからなる岡山県サイクリングロード推進協議会によって、安全性・利便性・魅力度等の再協議が行われている。この結果、県では以下の8ルートを「サイクリング推奨ルート」として選定している。県における観光は自動車利用が一般的となっているため、家族連れや県外観光客はサイクリング推奨ルート周辺に自動車を駐車したうえで、サイクリング推奨ルートを利用することが想定される。県ではルート選定にあたり道の駅や公園等、自動車の駐車可能なスポットを含める等の工夫を行っており、平成 29 年度の事業として、駐車スペースを織り込んだルートマップの作成、ホームページでの公開を予定している。

サイクリング推奨ルートの見取り図と各サイクリング推奨ルートの内容は次項のとおりである。



ア 蒜山高原自転車道ルート

距離	29Km
コース説明	蒜山三座や大山を望む雄大な景観と牧歌的な風景を堪能できるルート。 春から初夏にかけては、高原特有の心地よい気候に恵まれ気軽にサイクリングを楽しむことができる。

イ 真庭新庄周回ルート

距離	100Km
コース説明	自然の息吹を感じながら清流に沿って走ることができる爽快なルート。 桜や紅葉など四季折々の景色を味わえるポイントが数多く点在する。

ウ 高梁新見周回ルート

距離	81Km
コース説明	一部がヒルクライム大会にも使用されるなどアップダウンが激しい上級者向けルート。新見エリアの井倉峡付近では、ダイナミックな石灰岩の絶壁など、雄大な自然景観が広がる。

エ 備中周回ルート

距離	108Km
コース説明	情緒ある街並みや漁港を巡るルート。北側ルートでは田畑が広がる田園風景を満喫できるほか、南側ルートでは、潮風を感じながら瀬戸内海の多島美を堪能できる。

オ 岡山鏡野ルート

距離	113Km
コース説明	岡山をダイナミックに南北横断するルート。程良いポイントに道の駅があり、疲れを癒してくれる。山の緑と山里の風情を味わうことができ、どこか懐かしい気持ちになれる。

カ 吉備路自転車道ルート

距離	22Km
コース説明	備中国分寺や作山古墳、吉備津神社など吉備の国の歴史ロマンに触れながら、季節に移ろう美しい景観を楽しむことができるルート。平坦なコースで、誰もが楽しくサイクリングできる。

キ 倉敷玉野周回ルート

距離	90Km
コース説明	瀬戸内地方特有の風情を感じながら、倉敷美観地区や鷺羽山など数多くの観光地を巡るルート。鷺羽山からは水島コンビナートや瀬戸大橋などの景色を望むことができる。

ク 日生津山ルート

距離	76Km
コース説明	鉄道廃線敷を利用した片鉄ロマン街道と吉井川が織りなす郷愁のルート。その先で城下町津山が出迎える。B級グルメと温泉も満喫できる。

このような観光振興を目的としたサイクリングロードの整備は全国で行われており、近隣県での状況は以下のとおりである。(出典:各県観光情報サイト)

広島県の取り組み

サイクリストの聖地として知られる「しまなみ海道サイクリングロード」を整備するほか「瀬戸内サイクリングロード事業」として、「しまなみ海道サイクリングロード」と周辺3つのサイクリングロードを結ぶ広島県沿岸の周遊型サイクリングロードを整備している。各サイクリングロード上には、レンタサイクルを扱うサイクルポートが複数箇所あるほか、ブルーライン(自転車走行ライン)の整備による推奨ラインの明示等の利用者の利便性及び安全性に配慮した施策が実施されている。

香川県の取り組み

香川県でも「きらめく瀬戸内」アートの風 サイクルステージKAGAWA」として13のサイクリングロードを整備している。各ルート別のマップ上では観光スポットの他うどん店等のグルメスポットも記載されており、利用者の利便性と魅力度の向上を図っている。また、同サイクリングロードに係る県ホームページ上で県内レンタサイクルの一覧情報も公開されており利用者の利便性向上を図っている。

鳥取県・島根県の取り組み

鳥取県と島根県は、国及び周辺自治体と連携した中海会議を発足し、中海会議に関連する事業の中で、鳥取・島根両県にまたがる「中海周遊サイクリングコース」を整備している。サイクリングロード上には、自転車整備工具の貸出しを行うコンビニエンスストアが複数箇所あるほか、ブルーライン（自転車走行ライン）の整備による推奨ラインの明示等の利用者の利便性及び安全性に配慮した施策が実施されている。

(2) 意見

ア レンタサイクルの利便性向上

県外観光客や家族連れの利便性を高め、サイクリングロードの利用を促進するために、全国のサイクリングロードではルートの選定と共にレンタサイクルの設置が行われることが近年一般的となっている。

例えば、広島県の「しまなみ海道サイクリングロード」では、一般社団法人しまなみレンタサイクル協会が運営するしまなみレンタサイクルがあり、サイクリングエリア内の17箇所では返却が可能となっている他、ホームページ上での事前予約も可能となっている。

今回選定されたサイクリング推奨ルートにおいても、ルート周辺の道の駅・観光案内所等においてレンタサイクルが設置されている。県では、おかやま旅ネットにおいてこれらのレンタサイクルを検索することが可能となっているものの、今回選定されたサイクリング推奨ルートとは連携しておらず、県外観光客にとってはレンタサイクルとサイクリング推奨ルートの位置関係を把握することは容易ではない。

また、「吉備路自転車道ルート」において3箇所での返却が可能となっている他は、貸出地に返却する必要があり、50キロ以上あるサイクリング推奨ルート等では利用者の行動範囲が制限され、サイクリング推奨ルートの魅力を存分に伝えることが出来ない可能性もある。今後は、レンタサイクルの利便性を高めることで、利用者にとっての魅力度を向上し、観光客誘客に繋げていくことが望ましい。

7 岡山空港インバウンド受入拡大事業

(1) 事業概要

事業名	岡山空港インバウンド受入拡大事業
プログラム	—
施策の別	—
事業費実績	23,806 千円
所管部署	県民生活部航空企画推進課
事業の概要	<p>国が実施する地域住民生活等緊急支援のための交付金を用いて、インバウンド客増加による県内経済の活性化を目的として以下を実施する事業である。</p> <p>①受入施設実態調査、協力施設の募集・調整</p> <p>②県内観光情報の集約、整理・翻訳、情報発信</p> <p>③旅行商品造成・PR 支援</p> <p>④県内宿泊経費支援</p> <p>⑤宿泊者アンケートの作成・集計・分析</p>

この事業は県におけるインバウンド誘客の課題を解決するため、国が実施する地域住民生活等緊急支援のための交付金を用いて、外国人観光客向けの観光情報の提供を行うと共に、岡山空港の国際線発着時間の都合により外国人観光客にとって過大となっている宿泊費の負担を軽減させるものである。

これらの業務はインバウンド誘客の実績のある外部の旅行代理店に委託されており、委託先が県内宿泊施設・飲食店への調査、県内宿泊施設からの助成金申請書及び宿泊者アンケートの回収、海外旅行社への情報提供を実施し、県は実施状況の定期的な報告及び事業終了段階で事業報告書の提出を受ける体制となっている。

なお、実施項目ごとの主な内容は以下のとおりである。

ア 受入施設実態調査、協力施設の募集・調整

県内宿泊施設に対するアンケートシート及びヒアリングを基に、客室数、外国語ホームページの有無、外国語対応が可能なスタッフの有無、空港及び駅からのアクセス状況等、外国人旅行者の受入体制を調査するものである。

イ 県内観光情報の集約、整理・翻訳、情報発信

団体客の受入が可能な岡山・倉敷地域の飲食店・買い物施設を国や地域のニーズに沿った形で調査・集約、外国語で翻訳したうえで、宿泊施設の調査結果と共に、岡山空港インバウンド受入拡大事業のホームページとして、個人の外国人旅行者及び海外旅行会社に向けて発信するものである。

ウ 旅行商品造成・PR 支援

海外の旅行会社を現地訪問し、宿泊施設の調査結果及び県内の観光情報等を基に県内の観光を紹介し、旅行商品の造成を働きかけるものである。また、旅行商品の造成に意欲のある旅行社に対して、旅行商品の内容を精査した上で、旅行商品の造成及び広告宣伝のための費用の助成も行っている。

エ 県内宿泊経費支援

岡山空港の国際線を利用し県内の指定宿泊施設へ1泊以上宿泊することを条件とし、宿泊料金の半額（1泊上限5千円、2泊まで）を助成するものである。

オ 宿泊者アンケートの作成・集計・分析

この事業の実施に伴う経済効果を把握するため、宿泊助成の対象となる外国人旅行者に対して、旅行目的・旅行費用等についてアンケート調査を実施するものである。

(単位：千円)

項目	予算額	実績額	備考
ア 受入施設実態調査、協力施設の募集・調整	3,840	1,708	—
イ 県内観光情報の集約、整理・翻訳、情報発信	6,800	2,298	—
ウ 旅行商品造成・PR 支援	8,500	2,128	—
(内訳)・助成費用	7,500	1,000	助成件数 :予算 25 件→実績 1 件
・経費	1,000	1,128	—
エ 県内宿泊経費支援	51,762	14,215	—
(内訳)・助成費用	47,712	13,125	助成件数 : 予算 7,952 件→実績 3,460 件
・経費	4,050	1,090	—
オ 宿泊者アンケートの作成・集計・分析	900	926	—
その他	13,499	2,531	消費税、管理費他
合計	85,301	25,527	

(2) 意見

ア アンケートの回収徹底

岡山空港インバウンド受入拡大事業報告書によると、本事業による宿泊助成を受けた外国人宿泊者の人数は延べ 3,460 人であるのに対して、宿泊者アンケートの回答数は 408 人と、アンケートの回答率は 11.8%となっている。

これは、アンケート用紙の配付・回収は宿泊施設の従業員が実施することになっており、宿泊施設側での外国語対応不足・業務の余力不足が一因とのことである。

海外旅行会社向けの同事業の実施要領においては宿泊者アンケートへの協力が記載されており、助成を受ける旅行会社には宿泊者に宿泊者アンケートを提出させる義務があるため、県としては委託先からの定期的なアンケート結果の報告を受けた際、アンケートの回収率が低ければ、アンケートの配付・回収の実施を宿泊施設から海外旅行社に変

更するよう委託先に働きかける等の対応が望ましい。

また、受入施設実態調査、協力施設の募集の段階で、要員不足を理由に宿泊者アンケートの実施は困難であるとの回答が複数の宿泊施設から寄せられていたため、宿泊費助成の開始前の段階で宿泊者アンケートの実施主体について再検討することが望ましい。

イ 郊外宿泊施設への誘客検討

この事業への参加を表明した県内宿泊施設は 68 あるが、実際に制度を利用した外国人旅行者が宿泊し、助成金の申請を行った宿泊施設は 16 に留まり、また、岡山市内に集中している。

地域	参加件数	助成先数	宿泊人数(人)	助成金額
県北部	22	3	347	1,642 千円
岡山市	21	10	3,007	11,019 千円
倉敷市/玉野市	15	2	87	369 千円
県南部（東側）	5	1	19	95 千円
県南部（西側）	5	0	0	—
合計	68	16	3,460	13,125 千円

旅行者の利便性を考慮すれば岡山空港・岡山駅に近い岡山市内の宿泊施設に宿泊者が集中するのはある程度は仕方がないものと言えるが、宿泊助成期間である平成 27 年 7 月から平成 28 年 1 月は夏休み及び秋の行楽シーズンと重なり、また、岡山市内の宿泊施設は元々稼働率が高いものと想定されるため、宿泊費助成を行ったとしても外国人観光客誘客に繋がる可能性は限定的であったといえる。

岡山市内の宿泊施設と比較して、行楽シーズンにおいても比較的稼働率に余力のある郊外の宿泊施設への誘客を主導した方が、地域活性化に繋がり国の交付金目的にも繋がるものと推察する。そのためには、郊外の宿泊施設の場合には助成額を高くするか、岡山空港から宿泊施設までの貸切バス費用を助成する等の工夫を行うことが望ましい。

8 ふるさと旅行券「晴れらんまん おかやまの旅」発行事業

(1) 事業概要

事業名	ふるさと旅行券「晴れらんまん おかやまの旅」発行事業
プログラム	—
施策の別	—
事業費実績	739,615 千円
所管部署	産業労働部観光課
事業の概要	<p>国の交付金の活用により、ふるさと旅行券「晴れらんまん おかやまの旅」（以下、「ふるさと旅行券」という。）の購入者へ助成することで、岡山県における宿泊及び観光資源に対する消費の喚起・拡大を図り、知名度向上、マーケティング戦力強化など観光地域づくりにつなげ、全国から岡山への旅行需要を喚起し、観光客増加による交流の活性化を図るとともに地域産業の振興と発展を図ることを目的に実施されたものである。ふるさと旅行券の発行内容の概要は次のとおりである。</p> <p>（発行内容の概要）</p> <p>ア 発券総額 1,220,000 千円 （当初予定発券総額 1,200,000 千円）</p> <p>イ 割引（プレミアム）率 50%</p> <p>ウ 利用額 1,210,490 千円（利用率 99.2%）</p> <p>全国 47 都道府県のコンビニエンスストアで一斉発売し、2 日間で完売した。</p>

(2) 意見

ア 事業経費積算の精緻化

県では、ふるさと旅行券の発行・運營業務を委託する事業者を公募によるプロポーザル方式により募集し、応募2者から1者を選定したが、公募の際に示された委託仕様書の旅行券の概要及び委託料上限額は次のとおりであり、委託先業者は、委託料の上限749,999千円の範囲で、券面総額1,160,000千円以上（原則、1冊1万円（5千円×2枚）を116,000冊以上）の旅行券を発券することが要求されている。

(ア) 旅行券の概要

- ・発券総額：1,160,000千円以上
（原則、1冊1万円（5千円×2枚）を116,000冊以上）
- ・割引（プレミアム）率：50%を上限とする
- ・発券方法 提案による
- ・発券期間：平成27年6月1日から平成27年12月31日
（状況によって早まることがある。）
- ・有効期間：平成27年7月1日から平成28年2月29日
- ・使用地域：県内宿泊施設
- ・使用対象：宿泊料金、食事代金等

(イ) 委託料の上限

- ・749,999千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ふるさと旅行券の割引（プレミアム）率については、国の指針で最大50%までとされていたことから、岡山県では、少なくとも他県より下回ることはないように設定され、また、発券総額については、この事業をきっかけに、本県へ訪れる観光客がリピーターになってもらえるよう、より多くの人に旅行券を活用してもらうため、他県への聞き取り等も踏まえ、全国最大規模の発券総額を目指して設定されたところであるが、この事業の費用対効果を最大限にあげるためには、限られた予算の中でいかに多くのふるさと旅行券を発券するかが重要である。

ふるさと旅行券発行・運營業務に係る県の経費積算資料は以下の表のとおりである。

	内容	金額 (千円)
人件費	造成促進員、交通費、福利厚生等	20,263
事務費	システム関連費 (コンビニエンスストア決済手数料) 発券総額 1,160,000,000 円×10%	116,000
旅費・販売促進費・使用料	事務所賃料、パソコンリース代など	6,834
小計 (A)		143,097
諸経費 (A) ×10%・・・(B)		14,309
小計 ((A) + (B))		157,407
消費税及び地方消費税相当額		12,592
ふるさと旅行券購入助成相当額 (割引額 (プレミアム)) 発券総額 1,160,000,000 円×割引率 50%		580,000
合計 (委託料)		749,999

この事業の財源は、国からの交付金を活用し、委託料が750,000千円の範囲内になるよう積算され、事務費については、すべてコンビニエンスストアのシステムから発券することを仮定し、コンビニエンスストアに支払う決済手数料を発券 (額面) 総額の10%としている。

この事業終了後に提出された委託業者からの精算書をみると、ふるさと旅行券の発券方法は県が仮定した方法と同様に、コンビニエンスストアのシステムにてすべて発券する方法であるが、決済手数料は販売額 (券面額の50%) の10%として精算されており、県の事務費における積算の半分となっている。仮に、県の委託仕様書の積算において、同様に積算していれば、更に額面116,000千円 (1冊1万円 (5千円×2枚) を11,600冊) のふるさと旅行券を発券できたといえる。

コンビニエンスストアのシステム発券決済手数料の積算に当たっては、決済手数料は取引規模等により異なるため、見積依頼は断念し、ふるさと旅行券の発行を予定している他県を参考に当該率を採用したとのことである。

しかし、県が経費積算資料を入手した同県のふるさと旅行券の事業規模は県の事業規模より相当小さいことから、適切かどうか疑問であること、更には、一旦当該率で算定した発券総額をもって、コンビニエンスストアや旅行会社等に対し決済手数料の見積書の提示を求めることで、より適切な積算根拠を入手すべきであったと考える。

実際には、落札した事業者が、県が積算した発券総額よりも40,000千円多い1,200,000

千円の発券を提案したこと、また、ふるさと旅行券の販売が好評で、発売開始後2日間で完売したこと、委託事業者が二次募集の際に予定していた販売等のための費用を助成金に振り替えることなどで、最終的に発券総額1,220,000千円を発行することができたものの、県の旅行券発行総額の積算において、コンビニエンスストアの決済手数料を慎重に検討していれば、1,276,000千円のふるさと旅行券発行の要件を示すことが出来たであろうといえ、今後、同様のケースがある場合などにおいては、経費の積算を慎重に行うことが望ましい。

イ 発券コスト削減方法の検討

前述のとおり、ふるさと旅行券の委託料の積算では、予算750,000千円のうち、ふるさと旅行券購入助成金が580,000千円、人件費・事務費・販売促進費等の販売コストが170,000千円であり、販売コストのなかでもコンビニのシステムによる発券コストが116,000千円（ふるさと旅行券販売額の20%）と大きい。実際の事業実績においても、総コスト739,615千円のうち、ふるさと旅行券助成金が605,245千円、人件費・事務費・販売促進費等の販売コストが134,370千円で、販売コストのうちコンビニのシステムによる発券コストが61,000千円（ふるさと旅行券販売額の10%）を占めている。

販売コストが削減できれば、その分だけふるさと旅行券を多く発行することができる。県は、事業者の公募にあたり、発券方法については事業者の提案によるとしているが、例えば、一部を東京にある首都圏アンテナショップにおいて直接販売することにより発券コストを削減することができないかを検討するなど、県としても発券コストの削減への取組を積極的に行うことを検討されたい。

ウ 県外旅行者誘致方法の検討

都道府県別の販売実績をみると、岡山県内が49.1%、県外が50.9%であり、ほぼ半数が県内での販売となった。

この事業は、ふるさと旅行券の活用により、県へ訪れる観光客に県の良さを認識してもらい、リピーターになってもらうことなど県外旅行者の誘致が目的の一つであることから、当該ふるさと旅行券の販売にあたり、ふるさと旅行券の販売や利用に際して、県外・県内在住の区別することが困難であり、また、県内在住の購入者の中には、購入後に県外の家族・知人等へ贈呈することも想定できたこともあり、発券について特に制限を設けら

れていない。

しかし、同様の旅行券を発行した他都道府県の事例をみると、北海道では旅行券の一部を地方空港で直接販売したり、そのほかの自治体でもアンテナショップでの直接販売や、コンビニエンスストアの販売において、県外にあるコンビニエンスストアの方が県内のコンビニエンスストアより多く発券できるようにしたりするなど、県外旅行者の誘致への取組みがなされている自治体もある。

例えば、ふるさと旅行券の一部は、レンタカーの割引券とのセット販売や、東京にある首都圏アンテナショップでの直接販売など、上記の自治体が行っているような県外旅行者を誘致するための取組みがほしかったと考える。

また、プロポーザル方式で公募したふるさと旅行券の発行・運營業務の委託仕様書において、ふるさと旅行券の発券方法については、「提案による」とはされていたが、応募した2社のいずれの提案内容もホームページや専用はがきによる申込の方法や、クレジットカードによる支払、コンビニエンスストアでの発券・支払など、技術的な方法による提案のみであり、県外旅行者誘致の取組みのためのアイデア等はなかった。公募の対象となる事業者は旅行を専門とする旅行社等であることを鑑みると、公募に際し、県外旅行者を誘致する取組への提案を要件とし、県外旅行者誘致のためのアイデアを求めることが望ましかったと考える。

県の観光施策において、県内旅行も賑わいの創出及び需要喚起につながるものであり、これを否定はしないが、今後は、より大きな効果が期待できると考えられる県外旅行者を誘致できるような取組みについて積極的に検討されたい。

エ アンケートの効果的活用

県は、委託業者より旅行券のアンケート結果の提出を受けているが、これらの分析等は、まだ行われていない。

県は、平成28年度に実施された晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーンで実施したアンケート結果と合わせて分析する予定とのことであり、アンケートの分析により旅行者ニーズを把握するなど、今後の観光施策に活用することが望ましい。

9 岡山県観光連盟

(1) 概要

「第 2 包括外部監査対象の概要 5 公益社団法人岡山県観光連盟」に記載のとおりである。

(2) 着地型観光推進事業（旅行商品化の促進）

ア 指摘事項

(ア) 助成金額の算定誤り

この事業は、県内で宿泊もしくは食事をし、観光地、観光素材を組み入れた旅行商品を造成・販売をする場合、その旅行商品のパンフレット、チラシ等の作成費として、経費の一部を助成する事業である。この事業は、県からの負担金が財源となっている。

		第 1 期	第 2 期
助成対象		平成 27 年 8 月 1 日以降に発売される商品	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日を含む期間に実施、設定される商品
助成内容		パンフレット、チラシ等の製作費	
要件	団体旅行	① 県内観光地への立寄り ② 集客目標人員 100 人以上 ③ 宿泊を伴う場合は県内で 1 泊以上宿泊 ④ 日帰りの場合は県内を主な目的地とし、食事施設を利用する	① 県内観光地への立寄り ② 集客目標人員 100 人以上 ③ 宿泊を伴う場合は県内で 1 泊以上宿泊 ④ 日帰りの場合は県内を主な目的地とし、食事施設を利用する
	個人旅行	① 県単独専用の宿泊パンフレット ② 集客目標人員 100 人以上 ③ 観光地、観光素材、イベント情報等を 10 素材以上掲載	① 県単独の専用商品もしくは県特集が掲載された宿泊パンフレット ② 集客目標人員 100 人以上 ③ 観光地、観光素材、イベント情報等を 5 素材以上掲載
助成金額		1 企画に対する助成額の上限は 300 千円	
助成実績		2,230 千円	2,620 千円

この事業の助成金額は、旅行商品の形態に合わせて観光連盟が作成した「助成金計算書」に基づき助成金額を決定しているが、個人型の計算表を適用すべきところ、誤って団体型の計算表を適用して算定したことから、当初予定の助成金額と異なる金額で助成される結果となっていた。

この「助成金計算書」については、観光連盟内で事業が効果的に実施されるよう、項目や要件を適宜見直しているが、検査対象とした事業初年度である平成27年1期分については具体的な運用について明確な取り決めがなかったことから、前述のような取り扱いは行われたものである。期待される効果が発揮され、かつ透明性・公平性を確保しながら実施するために、あらかじめ実施手順等を定め、適切に実施されるよう、事業実施体制を改善する必要がある。

イ 意見

(ア) 実績報告の入手徹底

助成要項上、助成した旅行商品についての集客実績報告を提出することになっているが、すべての助成先から集客実績報告を入手している訳ではない。効果測定の観点からは、すべての助成先から入手し、集客目標と実績の比較を行う等、その効果分析を十分に行うことを検討されたい。

(イ) 助成条件の精査

この助成は、主として、岡山県を主たる目的地とした旅行商品が造成され、パンフレット、チラシ等による集客機会の拡大と、店頭掲出に伴う宣伝効果を期待したものであることから、助成した旅行商品による実際の集客実績を助成要件としていない。すなわち、助成申請書に個人旅行であれば「商品名」、「設定期間」「印刷部数」、また、団体旅行であれば「商品名」、「設定本数」、「商品パンフレット、チラシ等の印刷部数」などと併せて集客目標を記載することとしているが、助成に当たって、実際の集客実績は考慮していない。

しかし、有効性の観点からは、集客実績を考慮することも検討されたい。

平成 29 年 3 月 24 日 岡山県公報 第 11874 号

(3) 着地型観光推進事業（発掘・磨き上げとプラットフォームシステムの活用）

ア 意見

(ア) 見積書入手方法の検討

この事業は、市町村、観光協会、観光関係者と連携し、岡山県ならではの魅力ある着地型観光素材の発掘・磨き上げを行い、これらを取りまとめ旅行会社に提供する事業である。また、観光素材を商品化し、販売までを一貫してフォローする仕組み（プラットフォームシステム）を構築するために B 社と業務委託契約を締結しており、その委託内容等は、以下のとおりである。

項目	内容
業務内容	観光交流人口の増大及び地域経済の活性化を図るため、県内の観光素材の発掘・磨き上げを行い、総合的なプロデュースにより旅行商品の企画・開発を行う。また、既存商品旅行も含め、各旅行会社に対しセールス活動を行い、パンフレットへの掲載を働きかける。
委託内容	<p>① 個別市町村の相談窓口、商品開発現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォームの事業説明及び意見交換 ・ 観光資源の視察調査 <p>② テーマ別、ターゲット別の旅行商品づくり及び既存商品の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマやターゲットに応じた旅行商品を企画・開発するとともに、新たな観光資源の発掘や県内滞在時間の伸張、回遊性の向上に繋がる商品づくり ・ 既存主力旅行商品の管理（観光施設等との調整等） <p>③ 旅行商品の流通促進（パンフレット掲載 2 種類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市圏を中心とした情報発信や営業活動（平成 28 年上期パンフレット掲載） <p>④ 旅行商品の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注、契約、手配、精算の管理業務
履行期間	平成 27 年 3 月 27 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
委託金額	10,800 千円（年額）

委託先であるB社との契約は、平成26年度より3年間継続を前提とした随意契約を行っており、委託金額については、平成26年度は同社より見積書を入手して決定しているが、平成27年度は入手していなかった。

3年間継続を前提とするならば、当初から3年分の見積書を入手することが望ましい。

(4) フィルムコミッション活動連携事業

ア 意見

(ア) 事業成果の効果的活用

この事業は、映像を通じた情報発信により観光客の誘致を図るため、岡山県フィルムコミッション連絡協議会の事務局として、ロケーション撮影の誘致に取り組む事業であり、県からの負担金が財源となっている。具体的には、ロケ地情報の提供、研修会の開催、誘致活動等を行っている。ただし、他の事業、イベント等において、本事業と連動するロケーション地、ロケーション実績等を十分に活用していると言える状況にはない。有効性の観点からは、他の事業、イベントとの連携についても検討することが望ましい。

(5) 戦略的情報発信事業（外国語ホームページの構築）

ア 意見

(ア) 委託先選定過程の保存徹底

この事業は、海外に向けて、岡山県の魅力や観光情報を発信し、岡山県への誘客を促進するため、英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、フランス語、タイ語の6言語の観光情報ホームページの作成を行う事業であり、県からの負担金が財源となっている。

また、実際の外国語ホームページの構築は、C社との委託契約により、同社が実施している。委託先選定にあたっては、岡山県観光連盟会員の中から過去に外国語による観光サイトまたは外国語観光パンフレットの製作実績のある業者を選定し、技術提案型方式による随意契約により、企画提案コンペを実施し、審査により最も効果的と認められた業者と業務委託契約を実施している。

この業務では、企画提案コンペの良否を加味し、委託業者を選定するために、企画提案コンペの採点表の様式が決定されている。

しかし、委託先であるC社の提案内容とその他の参加業者2社の提案内容との優劣が明

らかであったため、当該企画提案コンペ採点表を用いた提案内容の採点を行うことなく、採点者間の合議により委託業者の決定が行われている。

提案内容の優劣が明らかな場合でも、業者選定に係る透明性の確保及び事後検証を可能とするため、選定過程等を記録して残すことが望ましい。

II 観光事業(全体)について

1 二次交通

(1) 概要

二次交通とは、空港や鉄道の駅から観光地等の目的地へ行くまでの交通手段のことを指し、バス・レンタカー・自転車などが主な二次交通としてあげられる。

観光における二次交通は、飛行機・新幹線等で来た県外又は海外の観光客が、市街地から離れた観光地へ行くための交通手段を確保すると共に、乗継時間の短縮等の利便性を高めることが課題となる。

岡山県は、本州と四国を結ぶ玄関口としての地理的特性から、新幹線・特急列車の本数が多く、また、地方空港の中ではアジアを中心に国際線の本数も多いため、一次交通は比較的整備されているといえる。これに対して、主要な観光地は市街地から遠くに点在しており、最寄り駅からも遠い観光地が多いため、二次交通において課題があるのが現状である。

「第2 包括外部監査対象の概要 3 岡山県の観光事業の概要 ア 主な観光地域の観光客数の推移及び地域概要」に記載した主な観光地域別の、岡山駅を起点とした所要時間と最寄り駅における鉄道本数（一日平均）は下表のとおりである。

観光地域名	所要時間（岡山駅起点）（時間）		最寄り駅における 1時間当たりの本数 （岡山駅方面） （一日平均）
	鉄道または 路線バス利用	自動車利用	
(ア) 倉敷美観地区	0.5	0.75	4本
(イ) 蒜山高原	3.5	2.0	0.5本
(ウ) 岡山後楽園・岡 山城周辺	0.25	0.25	10.5本
(エ) 玉野・渋川	1.5	1	1.4本
(オ) 吉備路	1	0.5	1.8本
(カ) 笠岡・笠岡諸島	1.5	1.25	3.8本
(キ) 津山・鶴山公園	2	1.5	1.3本

(ク) 児島・鷺羽山	1	0.75	4.6本
(ケ) 美作・湯郷温泉	1.75	1.25	1.4本
(コ) JR岡山駅周辺	—	—	—

二次交通に関しては他の自治体でも同様の課題を抱えており、以下、他の自治体の取り組み状況を紹介する。

ア 北海道での取り組み

北海道では、「北海道新幹線二次交通等整備事業補助金」として、交通事業者・旅行会社・市町村等を対象に、新幹線の二次交通に関し、航空路線やバス路線等の新規開設や既存路線の利用環境の向上等を図るために行う設備整備やPRに要する経費に対して、補助を行っている。また、北海道総合政策部交通政策局交通企画課が運営する「北海道新幹線二次交通ポータルサイト」において、主要観光地の紹介と共に、新幹線駅を基点とした移動手段別の観光スポットへのアクセス状況を一覧で紹介することによって道内を訪れる観光客の旅行計画の策定を支援している。

イ 鳥取県での取り組み

鳥取県では、韓国ドラマの舞台となったこと等に伴い外国人旅行客が増加する一方で、観光地が市内に点在しており、言葉の壁もある外国人旅行者にとっては乗継ぎ等が課題となっていた。この課題に対応すべく、通常3時間の市内周遊で1万5千円程度掛かるタクシー代金について、鳥取県と鳥取市及びタクシー会社がそれぞれ負担し、外国人旅行者の負担額を1,000円に抑えることでタクシー利用を感化し、外国人観光客にとっての市内観光の利便性を向上させるという取組を実施している。また、直近では民間の通信会社と協力し、タクシー車内でのスマートフォンを利用した翻訳サービスを開始しており、外国人観光客にとっての利便性は、今後さらに向上することが見込まれている。

ウ 佐賀県での取り組み

佐賀県では、県・自治体・企業・関連団体等で組織する有明佐賀空港活性化推進協議会が主体となり、九州佐賀国際空港の利用度向上を目的として、同空港到着便の利用者を対象に、1日最大1人1,000円までレンタカーの利用代金を補助する取組を実施している。また、当該レンタカーは、県内指定営業所であれば貸出地でなくとも追加料金は不要で返却可能であり、指定営業所は同空港ホームページにも公開されており、利用者の利便性向上に配慮がなされている。

エ 富山市での取り組み

北陸新幹線の開業により金沢市と並び関東方面からの日本人観光客及び外国人観光客が増加している富山市では、「二次交通利用促進事業(路面電車半額・無料利用事業)」として、市内の取扱宿泊施設の宿泊者を対象に、市内の主要施設を結ぶ3つの路面電車の乗車券代金の半額(外国人旅行者は全額)を補助する事業を実施している。また、「富山市滞在型観光・産業観光バスツアー助成事業」として、旅行会社等が実施するバスツアーを対象に、市内の宿泊施設への宿泊及び市が指定する観光イベントへの参加を条件として、助成金を交付する事業を実施している。

(2) 意見

ア 二次交通整備方法の検討

前述のとおり、二次交通について課題を抱える各自治体では、二次交通の整備を行う事業者等に対する事業費等の補助又は助成により、観光客の利便性を向上させ、域内への観光誘客増加の取組を行っている。

県でもおかやま生き活き観光アクションプランにおいて、岡山空港、岡山駅、倉敷駅等の主要交通拠点から県内観光地への利便性向上を図るため、バス、タクシー、レンタカー等の二次交通手段の確保と情報提供に努める旨が記載され、二次交通整備のための方針が定められている。これに基づき県では、おかやま旅ネットにおいて、岡山駅・岡山空港から主要観光地までのアクセス情報を公表するとともに、平成27年度において、Google Inc. が運営するGoogle マップにおいて、5つの県内バス事業者が運営する路線バスの経路検索や時刻表示を可能とすることで、二次交通に関する情報提供の整備を行

っている。

今後は、二次交通手段確保のための二次交通事業者に対する運営費の補助や、二次交通を利用する観光客向けの利用代金の補助など、二次交通手段の確保に関する取組を強化することが望ましい。

イ レンタカー利用を前提とした観光PRの実施

岡山県は、最寄り駅からも遠い観光地が多く、かつ、主要観光地が点在している地理的特性から、鉄道・バスを前提とした二次交通には、一定の限界があると考ええる。

一方で、高速道路・国道を中心として自動車道路網の整備は進んでおり、自動車は観光交通手段として7割近くを占めており、岡山県民も日常的に自動車で移動していることが多いと考えられる。

このような現状の下では、飛行機又は新幹線を利用して来県する県外観光客向けに対して、鉄道・バスを前提とするよりも、レンタカー利用を前提とした二次交通の整備を行う方が、移動時間短縮、乗換回数の削減等に繋がり、観光客の利便性向上に繋がることが予想される。

レンタカーによる二次交通を促進するための施策として、飛行機又は新幹線を利用して来県した観光客に対するレンタカー代金の直接的な補助の他、レンタカー事業者に対する県中部及び県北部に少ないレンタカー営業所を新設する際の開設費用の補助、営業時間延長に係る経費補助、乗り捨て費用の補助など、観光客にとってのレンタカー利用の利便性を向上させるための補助が考えられる。

これまで県では、晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン期間中において、格安料金の「晴れの国レンタカー」や、「晴れの国レンタカークーポン」を実施したことがあるが、今後は、平常期間におけるレンタカー補助についても検討を行うことが望ましい。

また、レンタカー利用に関する情報提供の面でも、現在は、岡山旅ネットにおいて事業者の紹介に留まっているため、今後は、乗り捨て返却が可能な県内のレンタカー営業所を観光マップに織り込む等、利用者の利便性を向上させる方法を検討されたい。

ウ 外国人旅行者への対応方法の検討

外国人旅行者にとって障害となるのが、言葉の壁である。国及び各都道府県でも、域内に大きな経済効果をもたらす外国人旅行者にとっての障害を取り除き、さらなる旅行者増加のため、観光地・宿泊施設・移動手段における外国語対応状況の実態調査と今後の対応の検討が随時行われている状況である。

岡山県においては、平成 23 年から平成 24 年にかけて中国運輸局によって行われた「岡山地域における外国人旅行者の移動容易化のための言語バリアフリー化調査」の中で、空港及び主要駅・主要観光地での外国語案内の整備状況の調査及び改善策が実施された結果、空港及び主要駅・主要観光地での外国語での案内表示、バス・電車内での外国語による音声案内、外国語での観光マップの作成等の外国語対応が行われている。

ただし、前述のとおり岡山県での観光はレンタカーを利用した方が利便性は高いと考えられ、増加する外国人観光客を県内誘客に繋げるためには、レンタカーにおける外国語対応が課題となる。

この点、外国人のレンタカー利用にあたっては、日本語標識が理解できないことや自動車運転の習慣の違いによる事故・違反の発生、外国語での説明が不十分なことによる事故・違反発生時の不对応等の課題も多い。

これには、レンタカー事業者や業界団体等が、外国語対応のカーナビゲーションの導入、外国語での道路標識・日本独自の交通事情の解説の作成等で対応しているのが現状である。今後は県としても、外国語の案内標識の設置、一方通行・駐車禁止区間などの県固有の道路事情を記載した外国語の運転案内の作成、事故・違反が起きた際の電話サポート窓口の設置等の整備を行うことが望ましい。

2 広域連携

(1) 概要

観光における広域連携とは、ある自治体が市町村又は県の枠を超えたより広い地域単位で、観光資源の形成、宿泊施設・交通等の観光客受入体制の整備、観光情報の発信等を行うことをいう。国内外の観光客にとって、インターネット等を通じて観光に関する多種多様な情報を容易に入手することが出来るようになったことに合わせ、飛行機・鉄道・自動車等の交通網の高速化及び利便性が向上したことに伴い、県をまたがる広域的観光を志向する傾向は高まる傾向にある。一方で、これを受入れる自治体側としても、観光資源の魅力向上及び受入体制と情報発信力向上による観光客数の増加と滞在日数の増加に伴う観光消費額の増加という利点がある。

県では、観光に関する広域連携において、鳥取県との連携が以前より深く、平成27年度においては、鳥取県、岡山県、両県の観光連盟で構成する鳥取・岡山広域観光協議会が以下のような取組を実施している。

ア 周遊ルートの開発

岡山・鳥取の名所を回る観光周遊ルートをテーマ別に4つ作成し、下記の「鳥取・岡山DRIVEMAP」に掲載する等して公開している。

イ 東京アンテナショップ「とっとり・おかや新橋館」でのPR

共同運営するアンテナショップ「とっとり・おかや新橋館」において、両県の名産品の試食、地酒の試飲等、観光誘客に繋がる各種PR活動を合同で実施している。

ウ 旅行商品の造成

両県合同で旅行会社へ情報提供を行い、商品造成の促進を実施し、2件の旅行商品造成に繋がっている。

エ 広域観光マップの作成

岡山・鳥取両県の観光スポット等を掲載したドライブマップとして「鳥取・岡山DRIVEMAP」を作成し、両県の観光案内所・レンタカーの営業所等で配布を行っている。

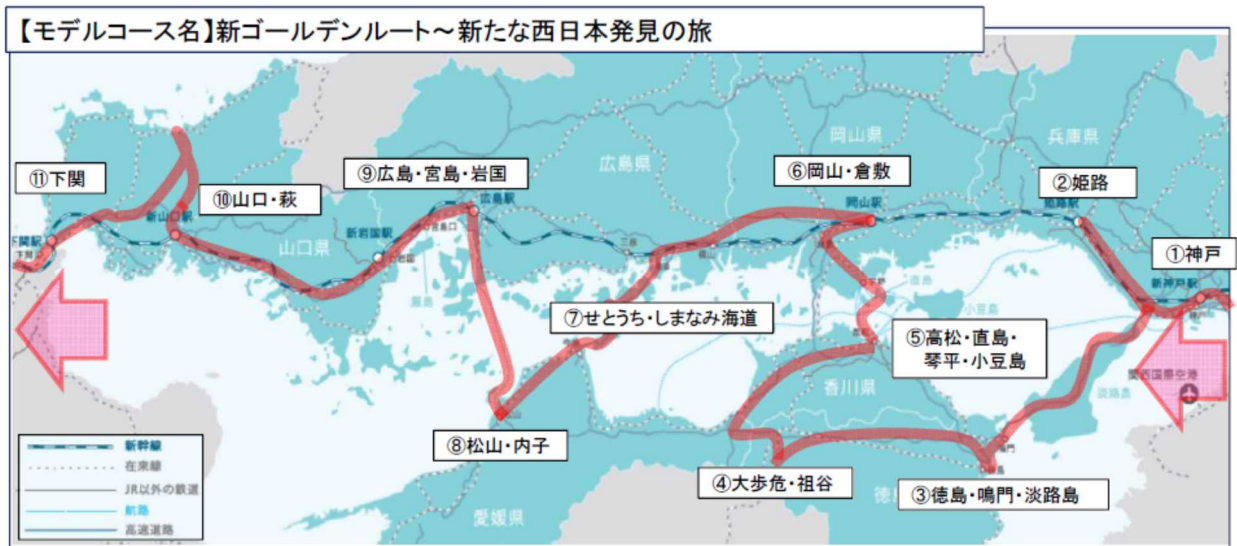
この他、県では、平成25年より瀬戸内沿岸7県で組織する瀬戸内ブランド推進連合（現：一般社団法人せとうち観光推進機構）に参加しており、単県同士の連携だけでなく、複数の県にまたがるより広範囲な連携を実施している。瀬戸内ブランド推進連合では、平成27年より国が実施する「広域観光周遊ルート形成促進事業」に参加し、「せとうち・海の道」ルートの作成を行い、広域観光周遊ルートとしての認定を受けている。

「広域観光周遊ルート形成促進事業」は、コンセプトに沿った国際競争力のある観光資源を含む周遊型の観光ルートを、広域観光周遊ルートとして認定すると共に、国として必要な支援と関連する費用の一部負担を行う事業であり、平成28年6月までに全国11ルートが認定されている。「せとうち・海の道」では3つのモデルコースが選定されており、それぞれのモデルルートと主な観光地の内容は以下のとおりである。（出典：国土交通省観光庁ホームページ）

ア 「新ゴールデンルート～新たな西日本発見の旅～」

【コンセプト】

- ・ 世界に誇る“瀬戸内”の景色と瀬戸内でのみ味わえる貴重体験
- ・ “瀬戸内”に溢れる日本の「匠」と「自然風景」



イ 「歴史と芸術に出会う美のルート」

【コンセプト】

- ・ 瀬戸内の溢れる歴史・伝統美と現代アートを堪能
- ・ 世界有数の内海や渓谷の美しい景観

【モデルコース名】歴史と芸術に出会う美のルート

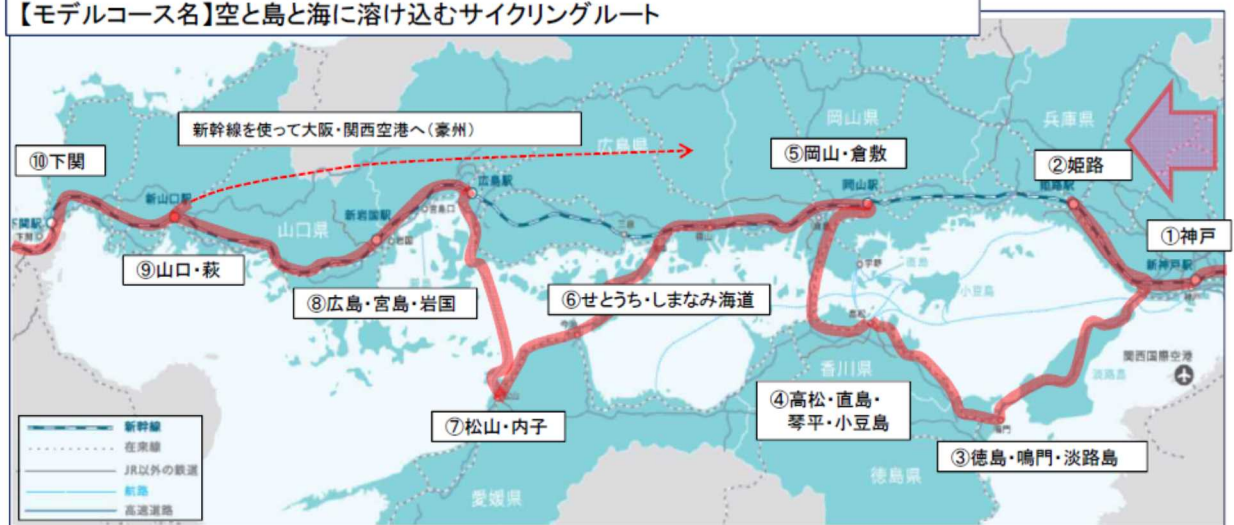


ウ 「空と島と海に溶け込むサイクリングルート」

【コンセプト】

- ・ “瀬戸内” でのみ味わえる貴重体験
 ～瀬戸内の美しい景色を見ながらのサイクリング～
 (レンタルサイクリングを中心に設定)

【モデルコース名】空と島と海に溶け込むサイクリングルート



(2) 意見

ア 効果測定方法の検討

瀬戸内ブランド推進連合では、「せとうち・海の道」形成計画概要にて、当該広域観光周遊ルートの形成に係る目標として、平成32年までに瀬戸内7県の外国人延宿泊者数600万人泊の達成を掲げている。また、これに係る成果把握の方法として、国土交通省観光庁が実施する宿泊旅行統計調査等を挙げている。

これに対して、当該広域観光周遊ルートの形成に伴う県内の外国人延宿泊者数の増加数等、単県としての目標値設定及び効果測定の方法は構築されていない。県全体の外国人延宿泊者数から当該広域観光周遊ルートの形成に伴う宿泊者数を切り離して把握するなど、単県としての有効な成果把握方法を確立することは困難を伴うものの、県税を財源に負担金を支出する以上は、支出の効果の高い施策に重点的に予算を配分すべきであり、支出の効果把握するための目標値を設定し、実績値との比較による効果測定を行うことが必要であると考えます。

この点、県では、観光客動態調査として、「第4 監査結果 3 観光客動態調査」に記載のとおり「県以外の立ち寄り都道府県」、「来訪した「きっかけ」」などの聞き取り調査を行っており、当該調査を利用するなどして、有効な成果把握の方法を構築することが望ましい。また、単県による成果把握のほかに、広域観光連携を行う過程において、連携した成果把握の方法も検討されたい。

イ 観光資源の魅力向上（磨き上げ）の継続的实施

「せとうち・海の道」では3つのモデルコースにそれぞれコンセプトが決定されているが、県内観光地としてモデルコースに含まれているのは、倉敷美観地区や岡山後楽園等、以前から知名度のある観光地がほとんどである。海外からの旅行者を呼び込むためには知名度のある観光地が優先的に組み込まれるのは一定の合理性が認められるが、県内の観光地にはモデルコースから著しく外れない範囲で他にもコンセプトに沿ったものが複数存在する。県内観光地としてモデルコースに含まれることとなれば、国内外からの観光客が増加し、地域経済の発展にも貢献することが期待される。そのため、今後はコンセプトに沿った形で県内観光地をさらに磨き上げるよう、所管する市町村に対して働きかけを行うこと等を検討されたい。

3 市町村連携

(1) 概要

「地方分権下の都道府県の役割-自治制度研究会報告書- 全国知事会 平成13年7月」によると、都道府県に期待される役割として、「観光振興については、国内だけでなく海外も含めた観光地間競争が激しくなる中で、交流人口の増大による地域経済の振興を図るために、地域特性を生かすとともに、観光客のニーズに対応した個性と魅力ある観光地を形成していく必要がある。市町村とも連携しながら、広域観光ルートの形成、観光キャンペーンを始めとする情報発信、外国人観光客を含めた受入体制の整備等を図っていくことが都道府県の果たすべき役割となる。」とされている。

観光施策において、県の役割は主として県の観光PR等を行うこと、市町村は各市町村が持つ観光素材の磨き上げを行うことであると位置づけ、年度当初には、県内市町村の観光担当課長会議を開催し、県の当該年度の観光施策に係る取組についての説明会を実施し、各市町村がこれを理解、認識したうえで各施策を実施できるようにしている。

(2) 意見

ア 市町村観光課担当課長会議の積極的な活用

平成27年度の市町村観光担当課長会議は、式次第どおりに進行し、質問もなかったため、議事録が作成されていない状況であり、県からの説明の場となっている。

前述の晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーン事業での全国宣伝販売促進会議等では、キャンペーン実施のために各市町村の観光関連団体が活発な意見交換を行う場を積極的に設け、各観光素材に関するアイデア等を求めるといった取組がなされていた。当キャンペーンは多大な効果が期待されたため、県としても積極的に市町村の素材を募集したことから、活発な意見交換が行われたとのことであるが、このように積極的に市町村との連携を図っていくべきであると考えます。

市町村観光担当課長会議で、県からの観光施策の説明に加え、各市町村とディスカッションを行う場を設け、各市町村にて地域特性を活かした施策実施の意見や情報交換を行ない、会議の開催を年度当初だけでなく年度途中にも実施し、進捗状況の確認や意見交換を行ったりして、県及び市町村が活発に連携する場として、市町村観光課担当課長会議を、もっと積極的に活用することが望ましい。

4 教育旅行

(1) 概要

教育旅行とは、主に小学校から高等学校において学校行事の一環として行われる教育を目的とした旅行であり、一般的には修学旅行の名称で知られている。

教育旅行が一般的な観光旅行と異なるのは、学校行事の一環として行われることから、歴史や平和学習、芸術鑑賞、スポーツや各種体験等、学習的要素が多く組み込まれることである。また、一学年で100人を超える規模で実施されることもあるため、宿泊先や飲食店等の収容量と一般客との住み分けが可能であること等も宿泊先や飲食店等の選定の条件となることである。さらに、県からの情報発信が、観光旅行の場合はホームページやパンフレット等によって不特定多数のものに対して行われるのに対し、教育旅行の場合には教育旅行素材や宿泊施設・飲食店等の収容量を取りまとめたパンフレット等によって、学校関係者及び教育旅行を取り扱う旅行会社に対して行われる点が異なる。

教育旅行に関して調査・研究を行う公益財団法人日本修学旅行協会の集計による平成26年度の都道府県別の教育旅行受入件数順位は、以下のとおりとなっている。

なお、岡山県は、高等学校では20位、中学校では公表圏外となっている。

順位	高等学校	中学校
1	沖縄	京都
2	東京	奈良
3	京都	東京
4	大阪	千葉
5	千葉	大阪
6	奈良	沖縄
7	北海道	長崎
8	長崎	福岡
9	福岡	神奈川
10	長野	広島

この調査結果によれば、神社・仏閣等の歴史学習要素に強い京都・奈良・神奈川や、平和学習要素に強い沖縄・長崎・広島等が人気の一方で、テーマパーク等で観光要素の強い千葉・大阪等も人気であることが分かる。

平成 29 年 3 月 24 日 岡山県公報 第 11874 号

岡山県観光連盟が集計した岡山県における地域別教育旅行の受入人数の推移は、以下のとおりである。

方面	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
近畿	37,003	25,672	45,387
中国・四国	28,690	31,662	43,739
中部	6,625	7,087	7,486
関東	4,544	3,679	5,595
その他	3,167	2,290	2,774
合計	80,029	70,390	104,981

これによると、近畿地方からの旅行者が最も多く平成 27 年では全体の 43.2%を占め、次いで中国・四国地方からの旅行者が多くなっているのが分かる。

県が行う教育旅行に係る情報発信としては、岡山県観光連盟が実施する「教育旅行の誘致活動」において、教育旅行素材や団体利用が可能な宿泊施設・飲食店等をまとめた教育旅行素材集である「岡山で感動体験 教育旅行ガイド」が作成され、学校関係者・旅行会社向けにホームページで公開されると共に、当該教育旅行素材集などを基に岡山県観光連盟の担当者が学校及び旅行会社を個別に訪問することが行われている。

教育旅行素材集において紹介されている岡山県の教育旅行素材の主な内容は以下のとおりであり、歴史、芸術鑑賞、スポーツや各種体験学習など教育旅行で求められる学習的要素をもつ魅力的な観光資源が岡山県にもあることが分かる。

テーマ	地域	学習内容
文化・芸術鑑賞	岡山	岡山城、岡山後楽園の他、周辺 6 か所の美術館・博物館での文化・芸術鑑賞
文化・芸術鑑賞 歴史	倉敷	大原美術館での文化・芸術鑑賞、倉敷美観地区での歴史学習
体験学習	蒜山	酪農体験、スキー等のスポーツ学習
体験学習	牛窓	シーカヤック、地引網体験などのマリン体験
歴史	吉備路	吉備津神社、吉備津彦神社、備中国分寺等の寺社仏閣及び周辺の古墳での歴史学習
人権学習	長島	ハンセン病の歴史学習、語り部の体験談、施設等の見学
環境学習	日生	アマモ場再生体験
環境学習	真庭	バイオマス資源循環学習

(2) 意見

ア プロモーション方法の検討

公益財団法人日本修学旅行協会では、自治体の教育旅行担当者と学校関係者、旅行会社の教育旅行担当を集めた教育旅行説明会やセミナーを各地で開催している。同イベントでは自治体の教育旅行担当者により、学校関係者、旅行会社の教育旅行担当に向けて、自県の教育旅行素材や宿泊施設等の受入体制の整備状況等のプロモーションが行われている。

公益財団法人日本修学旅行協会のホームページによれば、平成 27 年に開催された教育旅行説明会・セミナーの内容と実施した自治体は、以下のとおりである。

時期	イベント名	実施者
平成 27 年 1 月	北海道教育旅行説明会・相談会	主催：公益社団法人北海道観光振興機構
平成 27 年 1 月	和歌山県主催「2015 体験・学び・感動の修学旅行セミナー」	主催：和歌山県 共催：公益社団法人和歌山県観光連盟
平成 27 年 1 月	5 地区教育旅行セミナー(東京)	主催：公益社団法人北海道観光振興機構 公益社団法人青森県観光連盟 新潟県グリーン・ツーリズム推進協議会 広島県教育旅行誘致協議会 一般社団法人長崎県観光連盟
平成 27 年 1 月	ふじのくに体験型教育旅行びびっと+セミナーin 名古屋	主催：静岡県
平成 27 年 6 月	平成 27 年度東北教育旅行セミナー	事務局：東北観光推進機構

平成 27 年 7 月	「沖縄修学旅行フェア 2015」	主催：沖縄県 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
平成 27 年 7 月	平成 27 年度九州 7 県合同修学旅行説明会・相談会	主催：一般社団法人九州観光推進機構 九州 7 県観光担当課及び各県観光連盟
平成 27 年 9 月	平成 27 年度東北教育旅行セミナー(大阪会場)	事務局：東北観光推進機構

県では、これまで複数年連続して来県実績のある学校及び来県実績の多い地域において、来県実績のない学校に的を絞り個別訪問によるプロモーションを実施している。これらは、限られた予算の中で、今後來県に結び付く可能性の高い相手先に対して効果的なアプローチを行うこと、県担当者も把握していない教育旅行における優位性の発掘を行うことを意図して選定されたものである。

一方で、中国地方・瀬戸内等の広域で連携して説明会を開催することにより、単県で実施するよりも少ない予算でより多くの関係者に向けたプロモーションを実施出来ることが期待できる。また、教育旅行実績の豊富な近隣県と一体となった教育旅行プランを提案することで、単県で実施するよりも効果的なアプローチに繋がることも期待できる。

そのため、今後は単県による個別訪問によるプロモーションのみならず、広域連携型説明会への参加や広域での教育旅行プランの提案なども検討することが望ましい。

5 岡山後楽園

(1) 概要

岡山後楽園は、今から約300年前に、岡山藩第2代藩主池田綱政（いけだつなまさ）が自身のやすらぎの場として造らせた庭園で、周辺の山を借景とし、園内に点在する建物の座敷から眺める座観式だったが、次代藩主になると築山を園内に造成するなど、立体的で回遊式の要素も加わった。大正11年に名勝に指定され、昭和27年には文化財保護法による特別名勝に指定されている。

江戸時代のおもかげを伝える庭園として多くの人に愛されており、金沢の兼六園、水戸の偕楽園とあわせて明治時代の頃から「日本三公園」と称され、今では日本三名園として知られている。名勝とは、文化財保護法に基づいて文部科学大臣が指定する重要な記念物の一つであり、特別名勝とは、名勝の中でも特に価値の高いものとされる景観であり、ほかには、富士山、虹の松原、兼六園、識名園などが指定されている。

岡山城や倉敷美観地区とともに著名な場所であり、岡山における観光資源で最も重要なものの1つであり、県が管理しているため、その魅力向上（磨き上げ）については、県が主体的に考えていく必要がある。ただ、観光資源という側面もあるが、江戸時代のおもかげを伝える庭園という文化遺産の側面もあり、観光のみを重視した企画というのは難しく、庭園の文化を保全するという側面にも配慮する必要があり、そのバランスが重要である。

岡山後楽園については、平成27年12月22日に後楽園魅力向上委員会より岡山県知事に以下のような提言がなされている。同委員会は平成23年4月に発足し、岡山後楽園の一層の活性化を目指して様々な提言などを行なっている組織である。

1. 危機意識をもって戦略的に観光施策に取り組む点

- ① 岡山後楽園南門の表記改善
- ② 早朝開園の検討
- ③ 園内の景観改善

2. 岡山後樂園は観光客の滞在時間が短く、収益構造が弱い点

- ① 鶴鳴館の魅力向上
- ② 東広場の活用
- ③ 園内のトイレや休憩 施設等の快適性の向上
- ④ 夜間照明の充実

3. 岡山後樂園周辺エリアや施設とのコミュニケーションが不足している点

- ① 城下交差点から岡山後樂園への案内表示の整理・見直し

4. 岡山後樂園の新たな魅力創出に関する点

- ① 岡山後樂園周辺の整備によるあたらな魅力の創出
- ② 来園者への岡山後樂園の魅力の理解の深化と情報発信力の強化
- ③ 御舟入跡の入園ルート再現や舟のレプリカの設置

(2) 意見

ア 滞在時間伸長に繋がる誘客企画の継続的な実施

平成 28 年 7 月に県が実施した入園者アンケートによると、岡山後樂園の滞在時間は以下のとおりであった。

滞在時間	割合
15 分～30 分未満	4.2%
30 分～1 時間未満	27.7%
1 時間～1 時間 30 分	36.8%
1 時間 30 分～2 時間未満	15.9%
2 時間～3 時間未満	10.7%
3 時間～4 時間未満	4.4%
4 時間～5 時間未満	0.3%
	100%

これによると、1 時間 30 分未満で 68.7%となっている。観光客が岡山後樂園を訪れた際の、他の観光資源として、一般的に岡山城しか認知していないため、時間を費やせず、結果として、岡山市には短時間しか滞在せず、岡山で宿泊することなく他県へ流れていく、といったことが問題点として挙げられる。

岡山市内において滞在時間を延ばすためには、後楽園周辺地域の整備や連携強化により周遊の推進を図ることはもちろんであるが、まずは、岡山後楽園の魅力を高め単独での滞在時間を延ばすことが有用であり、県としては次のようなことを検討されたい。

(ア) 飲食、土産物について

岡山後楽園自体は、園内の茶店や食事処、土産物店の魅力を向上させることが望まれる。食事については、席数が少なく、多くの観光客に対応できるものではない。その結果、岡山後楽園で食事をとるという提案ができず、そのイメージもほとんど醸成できていない。観光客に対して岡山後楽園で食事をとるという観点からは、後楽園の中では食事のメニューや席数の増加等を目指していくことを検討することが望ましい。

県は、東京でのアンテナショップの経験があり、そこでの売れ筋の土産物の知識や販促方法、魅力的な飲食メニュー等も含め、様々な経験を培っており、その経験を園内の土産店や飲食店にフィードバックしていくことが望ましい。

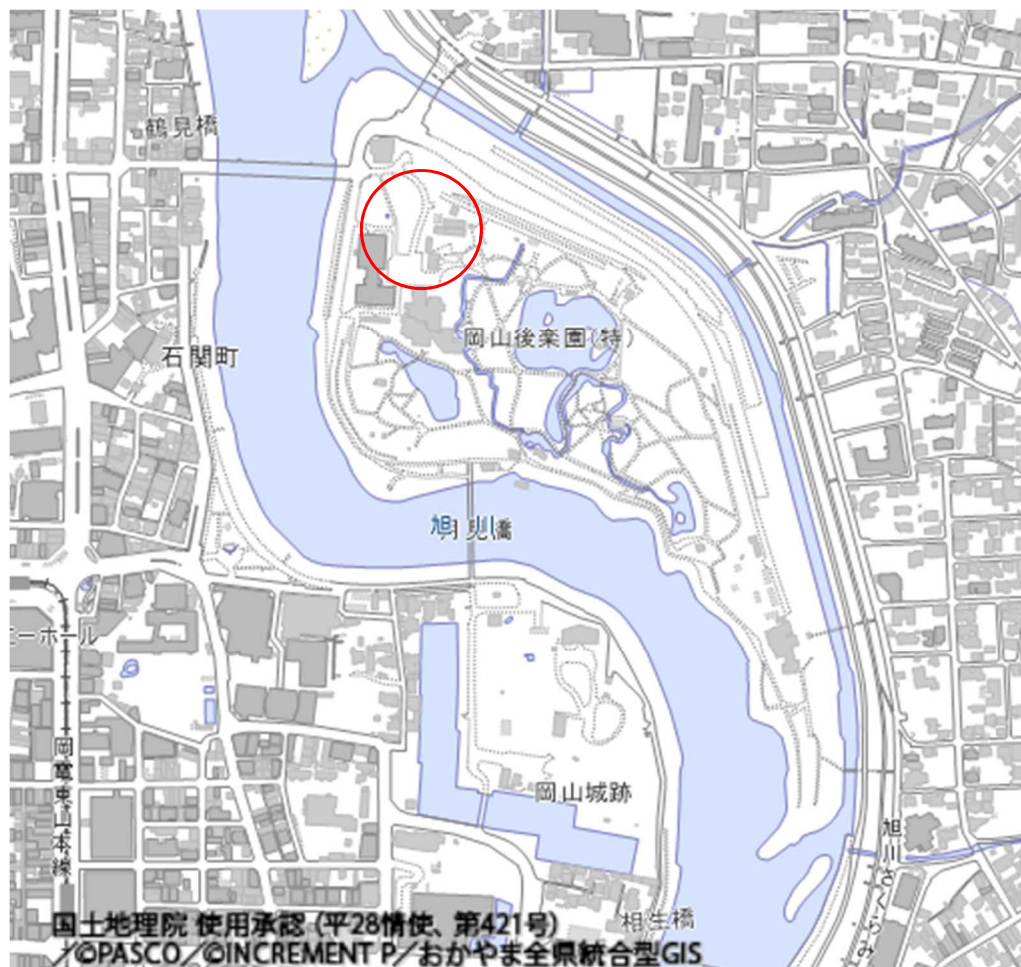
また、岡山後楽園でしか買えないものとして、オリジナル商品として開発された「お庭そだち」があるが、岡山のお土産としてインターネットで検索しても、旅行雑誌を見ても、ほとんど登場することもなく、まだまだアピール不足、磨き上げ不足と考える。こちらを磨き上げれば岡山後楽園の魅力の一端を担うことが可能であり、後楽園での買い物というイメージの醸成にも役立つため、これについても様々な戦略を施していくことが望ましい。

後楽園でしか買えないという商品が、後楽園を訪れる動機になるくらいに魅力を高めることを検討されたい。



さらに、中長期的な話となるが、後樂園自体は文化遺産の側面があるため制約も多いが、後樂園の外園であれば比較的自由的な投資が可能ではないかと考える。

下記の赤丸部分の後樂園の西外園付近（正面入口横の広場）には一定のスペースがあり、現時点では旬彩市場等のイベントが行われている。ここに一定の投資を行ない、飲食を含めた店舗等を整備し、収益力も含めた後樂園の魅力を高める施策を検討することが望ましい。



(イ) 体験型・交流型のメニューについて

昨今、着地型の旅行商品を創出していく必要があると言われており、岡山後楽園の魅力高め、その滞在時間を増やすためにも、岡山後楽園でもそのような体験型・交流型のメニューの開発が有用であると考え。それらは日本人観光客だけではなく訪日外国人観光客の利用も見据えた整備が必要であると考え。

例えば、投扇興や茶道など和文化体験の種類を増やしたり、初心者から上級者まで楽しめるような複数の内容を用意し何度来ても楽しめる仕組みを構築することや、例えば、いつ来園してもそのような体験が楽しめたり、ツアー客のように大勢で来ても対応可能であったりするなど、観光客の利便性を高めることも必要な方向性であると考え。

そのほか、例えば、後楽園の美しい景観を支える庭師との交流の機会などもメニューとして提供できればさらに魅力的なものになると考える。

第5 総括

観光は国が極めて重要な成長分野として位置づけ、観光立国を推進していくという方針であり、今や多くの地方自治体でも観光に注力しており、インターネットによる動画なども含め、様々な媒体を駆使してPRするなど競争も激しい。そのような中で、「もんげー岡山」のような地方自治体そのもののPRが奏功し、岡山県の認知度や愛着度が上昇していることは喜ばしい状況である。

また、岡山県が目標としている生き生き指標は、3年目の目標として掲げられている各指標に対して2年目の段階で既に実績値が上回っている指標がほとんどであり、全体として順調であると考えられる。また、そのなかで私が最も重要と考える観光消費額も堅調に伸びており、岡山県内の消費額の増加、ひいては雇用の促進に少なからず良い影響を及ぼしているのは間違いないと考える。

一方で、観光入込客数をみると、平成24年から平成27年にかけて、岡山県は約10%伸びているものの、昨今のインバウンドの影響等もあり、全国的な平均ではこの間約18%伸びており、まだまだ取り組むべき課題もあると考える。

現状、伸びている観光地というのは、一般に、地域が一体となっているところが多いとされていることから、岡山県もより一層、県一丸となって観光に取り組んでいくことが必要であり、県に期待される役割は大きいと考えられる。市町村連携のところでも前述したように、岡山県として一丸で取り組んでいくという強い方策は見えにくいものとなっている。県下の市町村にも強く求めていっても良いのではないかと考える。

今後は、時間消費を促して観光消費額をあげることが重要であると考え。岡山県に滞在する時間が長ければ長いほど、岡山県の魅力を知ってもらえる機会が増えるだけでなく、宿泊・食事・買い物での消費額が増えていき、ひいては県民の所得、雇用の機会も増加することになる。

観光事業を何のために取り組んでいくのか、岡山の良さを知ってもらおうという意味合いも当然あると考えるが、観光消費額が伸びることにより、地域が潤い、地域が幸せになること目標にして、引き続き、県は行政にあたってほしい。

以上

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項を次のように改める。

九 一般国道一八〇号	
	イ 岡山市北区伊福町一丁目一八番一〇一地先から新見市千屋花見一三七六番二地先に至る間
	ロ 岡山市南区大福六九番四地先から岡山市北区西長瀬二三一番一地先に至る間
	ハ 総社市窪木一〇一七番一地先から総社市総社一七七二番四地先に至る間
	ニ 岡山市北区西長瀬一二〇二番二地先から岡山市北区檜津六五〇番一地先に至る間

別表第二の十四の項イ中「倉敷市中島一三六〇番一」を「倉敷市中島二三七〇番二九」に改め、同表の十六の項の次に次の一項を加える。

十六の二 一般国道四八六号	総社市溝口六三番一地先から総社市清音上中島三〇三番一地先に至る間
---------------	----------------------------------

別表第二の二十三の項の次に次の一項を加える。

二十三の二 主要地方道倉敷清音線	倉敷市酒津一七二六番一地先から総社市清音上中島三〇三番一地先に至る間
------------------	------------------------------------

別表第二の三十の二の項中「総社市久代四五二五番一」を「総社市真壁一六三八番一」

に改め、同表の三十四の三の項を次のように改める。

三十四の三 一般県道水島 港線	イ 倉敷市水島福崎町一番七三地先から倉敷市水島福崎町一番三〇地先に至る間 ロ 倉敷市水島明神町七九番七地先から倉敷市連島町連島三三番二地先に至る間 ハ 倉敷市中島二七〇二番地先から倉敷市中島二二四四番三〇地先に至る間
--------------------	--

別表第二中三十八の四の項を三十八の七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十八の八 一般県道酒津 中島線	倉敷市酒津一七二六番一地先から倉敷市中島二三七〇番一〇九地先に至る間
---------------------	------------------------------------

別表第二中三十八の三の項を三十八の六の項とし、三十八の二の項を三十八の五の項とし、三十八の項の次に次の三項を加える。

三十八の二 一般県道清音 真金線	総社市清音柿木八九四番一地先から総社市清音三因一二〇番一地先に至る間
三十八の三 一般県道福田 老松線	倉敷市福田町浦田二四六一番一〇地先から倉敷市東富井八一三番一地先に至る間
三十八の四 一般県道藤戸 連島線	倉敷市福田町浦田二四六一番一〇地先から倉敷市連島町連島四八四番一地先に至る間

別表第二の四十の三の項の次に次の一項を加える。

四十の四 一般県道倉敷総社線	総社市三輪一一四番地先から総社市中央一丁目六番一一一地先に至る間
----------------	----------------------------------

別表第二の四十五の七の項の次に次の一項を加える。

四十五の八 岡山市道万成 西町津島京町線	岡山市北区谷万成二丁目一六番二地先から岡山 市北区津島京町一丁目五九番一地先に至る間
-------------------------	---

別表第二中五十七の十四の項を五十七の十六の項とし、五十七の十三の項を五十七の十五の項とし、五十七の十二の項の次に次の二項を加える。

五十七の十三 倉敷市道竜 ノ口巻倒線	倉敷市連島町連島一八八一番一〇地先から倉敷市 連島町連島一九四八番一地先に至る間
五十七の十四 倉敷市道二 二号線	倉敷市連島三丁目四番一地先から倉敷市連島町連 島四五七番一地先に至る間

別表第二の五十八の三の項の次に次の一項を加える。

五十八の四 総社市道中央 井手本線	総社市中央一丁目六番一一地先から総社市中央 三丁目一番一〇一地先に至る間
----------------------	---

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。